

一九五一は「引載した事例の中に建久年間に及ぶものがあることだけでなく、葉室家本奥書に永仁年間に書写されたことが記されている点も踏まえ、その間の成立と推定した。後述するように、本文に掲載される情報のみから成立年代を想定する手法には限界があり、その点で奥書情報にまで視野を広げた分析が登場したことは重視されよう。

一九七〇年代に入ると、関連史料をめぐる調査成果の蓄積もあって研究は精緻さを増し、作者やより厳密な成立年代を示す論者も出てくる。たとえば作者を大江匡房（一〇四一〜一一一一）、成立時期を『江家次第』（一二世紀初頭）以降と想定する山本一九七三は、その先懸である。つづく所一九八四Aは、作者を中原師遠（一〇七〇〜一一三〇）とし、成立時期を保安元年（一一二〇）以前という見解を提示している。また西本二〇〇三Aは作者を大江匡房とし、五味二〇〇三A・遠藤基郎二〇一〇も西本の結論を大枠で継承した（これらの論者は、成立時期を一二世紀初頭頃と推定しているようである）。このほか遠藤珠紀二〇〇四も、独自の分析から本書が一二世紀末に編纂されたものと想定している（諸説の詳細に関しては、吉岡二〇一三の整理を参照されたい）。

ところで、写本相互の関係を解明するためには、転写の過程で失われる各種記載の重層関係も解明する必要がある。本史料の場合、一般的な史料とは比較にならないレベルで、利用の過程において記載内容の加筆・削除が盛んに行われ続けているからである。それにもかかわらず、先行研究において、その点に関する分析は明らかに不足している。

一般的な写本の宿命として、たとえば加筆情報については、次世代の写本へ転写された時点で重層構造はすべて失われ、同一の平面上に付置されることになる（吉岡二〇〇九・同二〇一三）。削除情報の有無はさらに判断が難しく、厳密には一つ古い世代の写本が現存しない限り、削除の有無・程度の解明は困難である。そうした特性を踏まえると、関連分析が十分ではない先行研究の結論は、現時点では仮説の域を出ない。この点に関しては、本稿でも十分な検討は行えなかったが、今後、現存諸写本の成立過程や相互関係をさらに綿密に分析することで、より説得力を帯びた結論の提示が期待される。

第二節 古写本の性格

前節で述べたように、本史料をめぐる考察を本格化するためには、現存する諸写本の性格（成立背景・利用の具体相など）を対象とした分析を、より深めることが不可欠となる。まずは本論に入る前に、この点に関する先行研究の成果を確認しておこう。

初期の関連研究においては、諸写本間の内容・性格の違いまで検討した成果はほとんどない。たとえば桜井一九三二は、写本の所在を列挙するに止まり、個々の写本の性格分析は行っていない。また育徳財団一九三二は中原家本のみを対象とした成果の提示に終始し、岩橋一九六〇は葉室家本の系統に属する写本にのみ言及するという状況だった。

一九五〇年代に入ると、複数系統本の差異に注目した紹介も散見されるようになる。たとえば宮内庁書陵部一九五一は、現存諸写本の多くが葉室家本の転写本であると指摘したうえで、異系統本として「前田家所蔵の同じく年中行事秘抄と題する一本」（中原家本）の存在を紹介する。また井上一九五六は、葉室家本を中心に紹介しつつも、中原家本には前者に見えない「追記も少々ある」と付言する。また飯田一九六一は、葉室家本系の写本と中原家本を比較すると「内容にはかなり異同がある」ことを指摘する。しかし、いずれの論者も、両写本の具体的な差異までは踏み込んでいない。

こうした状況に大きな変化をもたらしたのが、山本一九七八である。ここで本文・奥書などの網羅的な比較を通じ、諸写本の多くが中原家本・葉室家本のいずれかを祖本とする二つのグループに分別できることが指摘されたことで、ようやく関連研究を本格的に進める基礎が築かれた。これ以降、写本（一）・（二）の主要部分を翻刻・比較した山本一九八〇をはじめ、（一）の詳細な書誌検討を行った吉岡二〇一三も登場するなど、とくに（一）をめぐる研究蓄積が進む。

なお、（一）・（二）の相互関係に関しては、多くの論者が中原家内の異なる流派で利用された写本と推定しているが、検討すべき情報量の膨大さもあって本格的な結論を提示している論文は少数に止まる。具体的には、たとえば所一九八四Aが、中原師高・師世らの書写加筆本の系譜を引くのが中原家本で、中原師尚・師光らの書写加筆本の系譜を引くのが葉室家本と想定している。ま

た遠藤基郎二〇一〇が、後に途絶えてしまう中原師安流というやや特殊な門流のテキストを書写したのが中原家本で、家嫡流である師元・師尚流のテキストとして伝わった中原氏流の中でも格が高い情報を書写したものが葉室家本であると想定する。

こうした旧知の諸写本だけでなく、近年では、たとえば(三)大東急記念文庫に所蔵される卜部家本について、中原家本の親本に近い鎌倉初期の写本ではないかとする見解が提示されている(西本二〇〇三A・小川二〇二三)。また(四)国立歴史民俗博物館に所蔵される広橋本についても、中世前期に遡る古本である可能性が指摘されている(渡辺二〇〇九A)。ただしいずれの分析も、そこで示された結論を支えるには不足しており、追加検討の必要性は否めない。

以上のように、先行研究における古写本をめぐる検討は、(一)を除くと十分な域に止まっており、関連研究を進めるうえでポトルネックとなつていゝ。以下、本稿で提示する検討成果は、これを先行研究の驥尾に付すことで、現状改善に一定の役割を果たすことを企図したものである。

第二章 古写本をめぐる検討

第一節 中原家本『年中行事秘抄』(尊経閣文庫)

【成立】

現存する本写本そのものの成立をめぐることは、奥書に記された複数段階のうち、どの段階で書写されたものなのかについて、先行研究の見解が分かれる。たとえば育徳財団一九三二・飯田一九六一は、延応元年(一二三九)からそれほど間を置かない時期の写と推定している。一方、所一九八四Aは、書写時期を貞和三年(一三四七)以降と想定する。このうち育徳財団一九三一の理解は無理が否めず、後者の見解に依るべきだろう。

本写本の記載内容は、奥書(後掲)によれば、中原師遠・師元の親子が集積した情報を前提として、同族の師行・師高・師世などの加筆などが重層的に加えられたものと考えられる。ただし膨大な奥書情報によれば、利用の過程でこれら以外の多方面から得られた関連情報も吸収している可能性が想定される。このほか、奥書記載をめぐる論点に関しては、【考察】における検討も参照。

【伝来】

本写本は、奥書によれば、早い段階で中原師遠―師元の直系の子孫の元から離れた写本を転写したものである。しかし、どの家で書写・利用されていたのか、またどういった経緯を経て再度中原家の所蔵に帰したのかなどに関しては、解明されていない。本写本の書写主体(成立圏・利用圏)に関しては、各段階で付された加筆情報をもう少し明確に分別することで、今後、ある程度は想定できる可能性もある。

なお本写本の表紙見返しに「□証也。不可出□外□勘加之」という注記が付されていることから、中世後期における本写本の所蔵主体では、本写本は一定の機密性を以て保管されていたと考えられる。葉室家本の奥書に見える「不可出□困外」などの記載もふまえると、一般に中世社会において『年中行事秘抄』は秘書と見なされる状況が存在した可能性が高い。

ところが、本写本は近世中期までに中原家の所蔵に帰した後、享保五年(一七二〇)二月には同家から前田家へと売却され、現在では尊経閣文庫(函架番号 政書―三)に所蔵されている(育徳財団一九三一・吉岡二〇一三)。こうした度重なる流転は、近世に入るころまでに、『年中行事秘抄』に秘書性を認める状況が、公家社会のなかから失われていった結果と推定される。

【書誌】

すでに先行研究(育徳財団一九三二・吉岡二〇一三)において綿密な分析がなされているので、ここでは概略のみ紹介しておく。

本写本の形態は卷子本で、表紙に外題「年中行事秘抄」(後補)と書かれている。本紙(計二八紙)の寸法は、縦三〇・一〇三〇・六センチ×横四一・四×四二・三センチ(二二・二三・二八紙を除く)となっている。縦三〇×横四二センチという寸法は、標準的な紙とくらべてやや小さめで、後述する諸情報もふまえると後世の化粧断ちの結果である可能性が高い。このほか、各紙には計四本の横界線が引かれている。詳細に関しては、吉岡二〇一三を参照。

【紙質】

調査に当たっては、肉眼観察により卷子全体で同質紙を利用している可能性が高いことを推定したうえ、三箇所(第一紙・第三紙・第二八紙)をピックアップして詳細な検討を行った。

まず第一紙は、顕微鏡観察によれば繊維に特定の方向性は見いだせない。紙面には、切れていない未蒸解繊維だけでなく、後述するように未蒸解の切れた繊維片も確認できるので、その点からしても純粹な流し漉き技法で漉かれた紙とは考えられない。漉簾の簀目は一五〇一六本／三センチで、糸目は視認できない。

紙厚は一四〇〜一六〇 μm の範囲を中心として、二〇〇 μm を超える箇所も散見される。ただし透過光観察をしても、漉きムラはそれほど目立たない。現状では修補の痕が目立ち分かりにくいのが、おそらく元々の地合はそれほど悪くない紙なのであろう。このほか顕微鏡観察によれば、繊維間に白色物が目立つが、これが何に由来する成分かは不明である（虫損もそれほど目立たず、紙の触感からしてもデンプン質の填料ではない可能性もある）。

顕微鏡観察によると繊維間に空間が目立つ。ただし漉きつばなしではないよなので、表面加工については、弱めの打紙加工が施されている可能性が高い。また紙の表・裏ともに強いテカリが生じており、両面に強めのニカワが定着していると推定される。なおニカワ溶液は両面に確認できることを踏まえても、刷毛などで塗布されたのではなく、打紙加工に先だつて染みこませた可能性が想定される。

墨の乗りは比較的よいが、運筆を速めた箇所で墨のカスレが生じたり、墨継ぎをした直後の水分の多い箇所文字の滲みが生じたりしている。裏面の墨が他面に染み出している箇所も目立つ。これらの現象は打紙加工が弱く、繊維間の密度が低いことよって生じたものと推定される。一方でニカワが強く引かれていたことにより、繊維に定着した墨の剥離はほとんど生じていない。いずれの現象についても、両面ともにほぼ同じレベルで生じていることをふまえると、やはりニカワは刷毛による塗布ではなく、打紙前に溶液を浸透させたものと判断すべきだろう。

第三紙の紙質は、基本的に第一紙と同じである。漉簾の簀目は一六本／三センチで、糸目は視認できない。部分的に厚さのムラが生じているが、目立つほどではない。透過光観察では、未蒸解の切れた繊維が散見され、未叩解繊維の混入も少なくない。

第二八紙（奥書部分）の紙質もほぼ同様だが、この紙では漉簾の簀目が一六

本／三センチであることのほか、糸目が二・八センチであることも確認できた（やや見えにくい）。地合は特に悪くなく、ところどころ未叩解繊維・未蒸解繊維が見える点も、他の紙と同じである。紙厚の範囲は一三五〜一五五 μm の範囲を中心に分布するが、同一の紙と判断してよからう。

以上の調査結果によれば、いずれの箇所も同規格の漉簾（簀目…一六本／三センチ、糸目二・八センチ）を使って漉かれた同質紙（紙厚…一四〇〜一六〇 μm ）と考えてよい。漉き方に関しては、繊維に明確な方向性が認められないことや、切断された繊維片が混入する点から、流し漉き技法によるものとは考えにくい。ただし漉きムラが目立たない点や、糸目が視認できない点からすると、行程の一部で漉簾を揺らした可能性も想定される。以上の所見を総合すると、溜め漉きから流し漉きに移行する過渡期の技法（半流し漉き）で漉かれた可能性が高いように思われる。このほか、全体としてちり取りなどは丁寧でなく、あまりよい紙とはいえない。ただし地合は悪くなく、後処理（弱い打紙加工+それに伴う強めのニカワ浸透）でそれなりに文字を書けるようにした紙ということになる。

さて本史料を観察して違和感を感じる点として、各紙に生じている激しい茶変がある。程度の軽い後半の紙においても、変色自体ははっきり確認できる。

この現象は、書写以前の段階で紙に浸透させた物質の性質が要因と推定される。現在でも、日本画などを描く前に、ニカワにミョウバン（酸性）を加えた^{どろよ}水を塗布することが少なくない。その際、ミョウバンの濃度が高いと、後日、和紙の劣化（酸化）を生じさせる現象が懸案事項となっている。古代・中世の古文書で同種の変色事例はあまり見ないとはいえ、本史料の場合、十分な打紙加工を経ずに利用するために墨の定着を確保する目的でこの種の成分を加えた結果、変色を引き起こしている可能性が高い。こうした現状を見る限り、将来的には脱酸化処理を行うことが望ましいように思われる。

こうした現象と関連して、本史料の全体に巻皺が多数発生している点は注目される。巻皺は、一般に、打紙加工を強く施し繊維密度が高くなった（＝堅くなった）紙に発生する傾向がある。ところが本史料の場合、顕微鏡で観察する限り、もともとは繊維間に漉きつばなしとそれほど違いのない疎な状態（＝柔らかい紙）だったことが明瞭である。こうした紙で巻皺が生じるのは、きつ

巻く癖を持った人物が頻繁に利用した結果という可能性もないわけではないが、これまでの関連情報を踏まえれば、紙の全面に酸化現象が生じた結果、紙繊維が本来の柔軟性を失って硬化したことによると考えるべきである（顕微鏡観察によれば、繊維間には通常見ないようなカラフルな色に染まった繊維が部分的に混在しており、これが変質した繊維と推定される）。本史料の表面に毛羽立ちが散見される現象も、おそらく同じ理由によるものだろう。

なお本紙に引かれた各界線は継目をまたいで延びており、全紙を成巻した後一括して書かれたことが確認できる。一方、現状では紙継目に掛かる文字が繋がっていない箇所が見られる。このことは、いずれかの段階で卷子の継ぎ直しが行われた可能性を示している。前述したような要因から酸化した紙の場合、とくに上・下・左・右の縁の部分で繊維劣化によるほころびが目立つのが通常である（同種の現象は、一部の紺地経などで典型的に見られる）。この史料の場合、冒頭部を除いて辺縁部の酸化劣化によるほつれの痕跡が見られないのは、過去の修補の過程で、劣化した範囲を化粧断ちした結果と考えられる（現状で縦三〇×横四二センチの寸法なので、本来は上下左右ともに一センチ弱は長かったのではあるまいか）。この修補の際、継ぎ直しの作業も行われたのであろう。実際、紙継目に掛かる文字・虫損のいくつかは、顕微鏡観察によれば一部が鋭利な刃物による切断で失われていることが確認できる。

【奥書】

本奥書曰、

本云、

元久三年二月六日、借請音儒（師行）本一書写了。

年来所持之本、不慮紛失之故也。重可合証本而已。判

即校合畢。

建曆三年八月廿九日、合前相州之本一、重加勘物等了。

件本、以故羽州之御本一予書写之。而先日不慮紛失了。

今此本、羽州御本由記奥。尤珍重也。其奥書云。

本云、

長寛二年四月五日、以大外記師元之本書写之。

散位藤原（在判）

治承五年五月^{七日}、校合或人本之次、加朱点、近代事少々勘入了。

件本云。

保安元年七月十一日、於直廬、休閒之隙書之。外記師遠所進

本也。

延応元年八月廿九日、以前大監物師世之本（祖父博士師高自筆。師世、又近代事多勘入之）書写之。可秘、一。即校合畢。

此年中行事、先年（貞和三年五月之比）、忠俊朝臣送之云「或人秘本也。可加一見」云々。仍所書留也。而謬字多之歟。後年披閱之次、見咎事等注付之、以墨合一点之也。年来所在之本（建治之頃、以内相殿本一書写之）、雖為委細、不載後之事等少々有之。可秘藏々々。抑如奥書者、中家之外記所注書歟。旧本又同前。仍為後見、彼家系図聊注載裏也。

【考察】

（一）大筋

奥書の前半部分に関しては、すでに先行研究（所一九七四ほか）で共通見解が形成されている。それによれば、中原師遠の所蔵本を出発点として、子孫の師高・師世などが加筆し続けた写本を転写したという大筋が想定される。

とはいえ本写本の奥書群をめぐっては、その膨大な情報量もあって、十分に検討されていない要素も少なくない。本稿でそのすべてを検討する余裕はないが、現時点で気になる点をいくつか取り上げて検討を加えておく。

（二）「前相州」とは

まず元久三年（一一〇六）・建曆三年（一一二三）などの本奥書について。この部分を記載した人物は、「羽州御本」（建曆奥書）・「祖父博士師高自筆」（延応奥書）などの表現から、中原師高と推定される。ただし、この奥書のなかに見える「前相州」が誰を指すのかに関しては、これまで十分に突き詰

められていない。

「前相州」と表現されるところからすると、転写の際に利用された親本の所持者は、この本奥書が書かれた建暦三年（一一一三）以前に相模守を勤めた人物ということになる。一つの目安として、中原師元（一一〇九〜一一七五）の出羽守（陽明文庫本『勘例』によると仁安元年（一一六六）正月十二日任）在任以降の相模守在任者を、野口一九七七によりつつ整理すると、平安後期には藤原有隆（嘉応元年〜承安元年以降）・平業房（安元元年〜治承三年）・藤原範能（治承三年）と任官したのち、鎌倉期に関東御分国となって以降は文治元年（一一八五）から大内惟義、元久元年（一一〇四）から北条義時が相模守を勤めている。このうち後二者は検討対象から省き、前三者から条件に合う人物を探していこう。

先行研究では、五味二〇〇三A・遠藤基郎二〇一〇のように、このうちの藤原有隆を「前相州」と見なす見解がある。とくに五味は「他の相模守になった人物はすべて他の官職に遷っているので、「前相州」と呼ばれることはない」と断定したうえで、同人を「前相州」に比定する。しかし、結論からいえば有隆の極官は相模守ではないし（左京大夫）、他の人物のなかには相模守を極官とする人物が含まれており、事実誤認と言わざるをえない。

『尊卑分脈』に掲載される「藤原有隆」（四例）のうち、可能性があるのは良門流と顕隆流の人物だが、前者は父雅隆（一一四七〜一二二四）の四男で、史料上は「美作守」の官歴しか確認できず、年齢的にも一一六〇年代に相模守をつとめた可能性は低い。

一方、顕隆流の人物は、藏人を経て「左京大夫」で官歴を終えている。藏人を務めた時期は保元三年（一一五八）で、左京大夫をつとめた時期は建久五年（一一九四）頃で、その間、平治元年（一一六〇）に筑前守も勤めている。高松院判官代（『玉葉』安元元年四月二十七日条・安元二年三月十日条）・後白河院院司（『玉葉』寿永二年二月二十一日条）なども勤めた院近臣である。野口一九七九は、こちらの有隆を相模守を勤めた人物と想定しているが、妥当な見解だろう。なお以上の官歴を見る限り、長寛二年（一一六四）の段階で有隆は散位だった可能性が高く、同年奥書の「散位藤原（在判）」も彼のことである可能性がある。ともあれ親本の書写奥書を書いた時点で前相模守だったに

過ぎない可能性も想定すべきだろうから、かならずしも書写主体を相模守を極官とする人物に限定すべきではなく、有隆は「前相州」の候補者の一人と考えよう。

一方、相模守を官歴の最後とする人物を探した場合、平業房が該当する。ただし「左衛門佐相模守平業房」（『山槐記』治承三年十一月十七日条）という記載からすると、両官職の相当位は同じながら（左衛門佐〓従五位下相当、相模（上国）守〓従五位下相当）、本官は左衛門佐のようなので「前左衛門佐」と称するのが正確なようにも思われる。彼は『梁塵秘抄』口伝集にも度々登場する後白河院近臣で、妻は高階榮子（後の丹後局）である。そうした背景もあって院の信頼がきわめて厚く、治承三年（一一七九）のクーデター後には平家の激しい反感の対象として拷問・殺害されたと考えられる（米谷一九七六）。こうした経緯からみて、彼の場合、死後に蔵書が家外に流出した可能性も想定され、その際に出回った写本を中原某が目にした可能性はある。

このほか藤原範能（信西孫、極官は大宰大貳）は、治承三年（一一七九）のクーデターで平業房から相模守の地位を継承した人物で、その点も含め親平家と評価される人物である（野口一九七七）。ただし一方で、彼の妻が平業房女である点に注目すれば、この人事には失脚した義父の権益を受け継いだ側面も認められよう。なお長寛二年奥書の「散位藤原」〓建暦三年奥書の「前相州」という可能性を追求する場合、先に挙げた藤原有隆だけでなく、藤原範能も候補者の一人となりうる。生没年不明だが、仁安二年（一一六七）に叙爵しているので、長寛二年（一一六四）の段階では「散位」だった可能性が十分あるからである。

さて、以上の検討は「相州」を相模守とする前提に基づくが、先行研究のなかには権守を対象に含めた検討を行っている論者もある（所一九七四）。具体的には、『兵範記』仁安三年（一一六八）正月十一日条裏書の除目任官一覧にみえる「相模権守中原景仲」から、『吾妻鏡』元久三年（建永元年（一一二〇六））正月十二日条に「將軍家御読書始」の「御侍読」としてみえる「相模権守（源）仲業」なる人物までの数名の候補を挙げ、中原一族で長寛に近ければ前者（景仲）、建暦に近いころの人であれば後者（仲業）に比定してよいという結論を提示している。

このように権守まで候補に入れると、可能性は相当広がる。その場合、同じ撰関家司としての交流が想定される源通定(満仲四男頼平流、代々の撰関家司)も候補に入るだろう。ただし、守経験者のなかに条件に合った人物が見いだせるのであれば、そちらを重視すべきで、ここで紹介された成果は参考程度に止めておきたい。

(3) 書写奥書に見える「忠俊朝臣」

書写奥書(奥書群の末尾)に見える「忠俊朝臣」という人物をめぐるのは、これまで何の検討もなされていない。この人物の素性を確認できる明確な情報は存在しないが、「貞和三年(一三四七)五月」という時期からすると「(正四下/左中将 早世)忠俊(母)」(『尊卑分脈』道綱卿孫(楊梅))とある藤原忠俊のことと推測してよからう。『尊卑分脈』の該当箇所の情報が不十分であることは先行研究でも指摘されており(池和田二〇〇九)、この人物の履歴は十分に解明できないが、中世の楽書(『郭曲相承次第』・『御遊部類記』・『御遊抄』ほか)や古記録類(『中院一品記』ほか)に、十四世紀中頃における筆筆の名手としてその名が見える。こうした履歴をふまえると、各種の行事に際して雅楽の演奏を行う機会を確認する目的から、この種の写本を必要としていた人物ということになる。

その忠俊朝臣から、密かに写本を提供された主体(本写本の作成主体)の性格も不明だが、奥書後半で「中家之外記所注書歟。…彼家系図…」と述べていることからすると、中原家の人物でないことは確実である。その書きぶりからして、実務官僚層よりは上で大臣クラスよりは下の家の家格の人物と推定されるのではない。忠俊が、この人物に対して「或人秘本也。可^レ加^二一見^一」と述べている関係性も踏まえると、忠俊の近親者である可能性は高い。

なお忠俊は、この人物に対し「可^レ加^二一見^一」と言ってきており、必ずしも全文を書写するように勧めているわけではない。おそらくこの家が、すでに「年来所在之本」¹¹「内相殿本」を所蔵していることを知ったうえで、興味のある記載を抜粋・加筆してはどうかと提案しているのであろう。その場合、忠俊から写本を提供された某人による「書留」という作業の実態が問題となる。この表現のみでは「年来所在之本」への加筆や、必要箇所の抜粋の意としても理解できるからである。ただし「旧本」という表現からすると、「書留」に

よって新本が成立した可能性を想定すべきだろうから、「或人秘本」の全体を書写したものが現存する中原家本と考えるのが自然である。つまり、本写本の成立時期に関しては、所一九七四の理解に従うべきことになる。

(4) 某家旧蔵の「内相殿本」の性格

さて某家では、この際に書写した新本とは別に、建治年間(一二七五—一二七八)に書写した旧本も所蔵していた。この旧本の親本は「内相殿本」¹²、つまり建治年間に内大臣の地位にあった人物の所蔵本と推定される。所一九八四Aは、この内大臣を近衛家基に比定する。しかしこの時期の内大臣としては、建治元年十二月まで在任した花山院師繼(一二二二—一二八二)と、それを後継した近衛家基(一二六一—一二九六)の二名が確認できる。前者は内大臣を極官としたことから後世の史料で「前内大臣」と呼称される場合が多いのに対し、後者はその後内大臣・関白まで至っているので「内大臣」という肩書きで呼ばれたのは短期に限られる点は、注意を要する。

花山院師繼は『蟬冕翼抄』『除目執筆秘抄』『大嘗会式』などの著作を持つ有職研究の大家で、『勘仲記』弘安十年(一二八七)八月六日条に言及されるように蔵書家としても知られた人物だった(石上一九九七・細谷一九九三・五味二〇〇三B・石田二〇〇九)。一方、建治年間にまだ若年(一五—一八歳)だった近衛家基の場合、家伝の蔵書(それも巻頭に「不可出^外」¹³と明記される程の秘書)を個人的な裁量で他家の人物に貸し出すことは、おそらく難しかったろう。以上のような事情を踏まえても、中原家本の書写奥書にみえる「内相」は花山院師繼を指している可能性が高い。

なお、この写本の性格に関して考える際、「或人秘本」について「如^二奥書一者、中家之外記所^二注書^一歟。旧本又同^レ前」と言及する点は注目される。この記載によれば、「旧本」¹⁴「内相殿本」の奥書にも、中原家のいずれかの流れに伝来した写本を書写したという経緯が記されていたことが推定できるからである。この記載に続けて「仍^レ為^二後見^一、彼家系図聊注^二載裏^一也」として掲載する系図(裏書)には、現存の中原家本の由来を理解するために必要な範囲を超えた記載が見える点も興味深い。ここに記された中原家諸流のうち、現存する中原家本の来歴と関連しない情報(師清流あるいは師元流のうちの別流)が「内相殿本」の親本の伝来と関係するものと見るべきだろう。

(5) 最終的な所有者

こうして、もともと所蔵していた「内相殿本」（旧本）に加え、「或人秘本」から書写した新写本も所持するようになった某家だったが、後者はいつの間にか家外へ流出してしまう。その後の経緯は不明だが、近世中期の段階でこの写本は中原（押小路）師貫（中原師元の二十一代後の当主）が所蔵していた。それを享保五年（一七二〇）に前田綱紀が購入し（育徳財団 一九三一・吉岡二〇〇三）、現在では尊経閣文庫に所蔵されるというのが、本写本の来歴である。

(6) その他

最後に、奥書記載の情報をめぐって、蛇足的な補足を列挙しておく。「建久三年」の直前に記載された「即校合畢」の脇に薄墨で「\」のような書き込みが見える点や、これらの記載が「建暦三年」と一組なのか、それとも別段階で付された独立した記載なのかに関しては、奥書の生成過程を検討するためにも、もう少し考えてみる必要がある。

また「延応元年」は、奥書の中間部分に付された傍書「尚歟」は、墨色・筆跡の両点から奥書本文とは別筆と判断されるが、これがどの段階で付された加筆なのかについても検討が必要だろう。

このほか、散位藤原本の校合に用いた保安元年本の性格に関して、五味二〇〇三Aは藤原伊通所蔵本と想定するが類推を重ねた結論であり、再考の余地も大きい³⁾。とはいえ、この種の現存しない写本に関して、関連する諸史料を博索しつつ解明を目指そうとする姿勢自体は尊重すべきだろう。今後、この種の検討を積み重ねていくことで本写本の性格に関しても、色々と判明することは少なくないはずである。

第二節 葉室家本『年中行事秘抄』（彰考館文庫）

葉室本（彰考館文庫所蔵）は、目下のところ所蔵側の都合により原本調査ができないので、とりあえず現段階で判明している情報を列挙しておく。

【成立】

成立の過程は、奥書に見える情報によると、某人が書写した写本（あるいはその子写本）を所持していた源国資から、葉室長光が借貸・書写したものが、

現存する葉室家本ということになる。現存する大多数の写本が葉室長光本を共通祖本とする点をふまえれば、前近代における本史料の享受に際して主要な役割を担った写本と位置づけられる。

なお原本調査を行っていない段階で断言することは差し控えるが、この写本が同系統の現存諸写本の共通祖本そのものに当たるかどうかに関しては、とりあえず予断を排した分析が必要のように思われる。たとえば山本 一九八〇は、葉室家本の「（本云）永仁之比、被_レ書始_一之処、自然被_レ閣之畢。嘉曆令_レ終_二写功_一者也。外見不_レ可_レ許。判」（本奥書）という記載について、同系統の諸本に見える記載を根拠として「（本云）永仁之比、被_二書始_一之処、自然被_レ閣之畢。嘉曆_レ之比_レ令_レ終_二写功_一者也。外見不_レ可_レ許_一。判」と補訂している。類似の補訂は山本 一九八〇の各所で生じており、もしこれらの判断が正しいとすれば、彰考館文庫に現蔵される葉室家本は、文字の欠落が少なくない（諸本の直接の親本そのものではない）ことになる。同写本の性格を考えるうえで留意すべき現象といえる。

【伝来】

成立の後、彰考館文庫で所蔵されるまでの具体的経緯は不明だが、『大日本史』編纂の過程で水戸藩によって入手されたと考えることに問題はなからう。ただし本写本は早い段階で当初の所蔵主体（葉室家）を離れていた可能性もあり（後述）、水戸藩がいつどこから入手したかに関しては、いまのところ不明と言わざるをえない。この点は、後日の原本調査の成果や、関連史料の検討結果⁴⁾に期待したい。

【書誌】

彰考館文庫編『彰考館図書目録』（同文庫、一九一八年、二二七頁）の巻之七「寅部 職官」に掲載される情報によれば、「年中行事秘抄 二部 五（冊数） 一一（番号） 写」とある。

以上の情報は「彰考（二冊本二部）」（国書データベース）という情報と整合性を欠くが、おそらく二分冊からなる冊子本で、上冊には正月〜六月が下冊には七月〜十二月が掲載されているのではなからうか。この冊子がどのような装丁（粘葉装か綴葉装かなど）であるか、あるいはその紙質などを確認しない

限り、成立時期も確定しがたい。

【奥書】

各冊奥には、以下の記載が見える（山本一九八〇ほかによる）。

・上巻

〈本云〉此抄上下、可_レ秘藏_ニ々々。更不_レ可_レ出_ニ困外_一者也。判

建武元年六月日、以_ニ前源宰相_一〈国資卿〉本_一書写訖。子孫之外、更不_レ可_レ

外見_一。可_レ秘々々。

参議右兵衛督長光

・下巻

〈本云〉永仁之比、被_レ書始_一之处、自然被_レ閣之畢。嘉曆令_レ終_ニ写功_一者

也。外見不_レ可_レ許。判

建武元年六月日、此抄上下、以_ニ前源相公_一〈国資卿〉本_一書写畢。子孫之

外、曾以不_レ可_レ許_ニ他見_一。可_レ秘藏_一。

参議右兵衛督藤原長光〈在判〉

【考察】

以上に掲げた奥書には、各種の問題が含まれている。順に検討していきたい。

（1）「永仁」・「奥書（下巻）」に見える「被書始」・「被閣」という表現

この奥書の性格について、先行研究ではとくに検討されていないが、慎重な分析が必要である。たとえば前半部分について見てみると、もし本人が自身の行為を記録したのであれば、「書始之処、自然閣之畢」と書けばすむはずである。つまり文脈を理解するためには、ここに見える複数の「被」の用法を検討する必要がある。

もし「被書始」が受身で用いられているのであれば、上位者の指示を受けた使役用法に近い表現となろうが、そう解釈すると「自然被閣」（なんとなく中断した）という経緯との整合性がとれなくなる。そのため、いずれの「被」も尊敬の用法と理解せざるを得ない。ただし、これが第三者による尊敬なのか、自尊敬語として用いられているのかについては、判断のしようがない。

いずれにせよ、前半では、尊貴な人物某が永仁年間（一二九三～一二九九）に書写を始め、途中で擱筆した状況を説明していると解釈すべきだろう。また後半では、その後、嘉暦年間（一二二六～一二二九）に第三者に命じて書写事

業を継続させた経緯が「令_レ終_ニ写功_一」と記録されているのであろう。なお後半に閱しては、前述の「被」を第三者からの尊敬とすれば、何らかの理由で書写を中断した貴人に代わって、その家司あたりが代書者を準備したと理解できる。また自尊敬語とすれば、途中で書写を止めた貴人が家人などに命じて続きを書写させたと理解すべきことになる。先行研究では、建武奥書に見える「源相公〈国資卿〉本」という表現から、永仁奥書にみえる写本の成立を源国資（もしくはその先祖）と関連づける理解が一般的のように思われる。しかし以上の検討をふまえると、嘉暦年間の書写作业に源国資が関わっていた可能性は否定できないが、永仁年間に十代前半と想定される彼が書写を開始した主体とは考えにくい。

また本奥書に見える書写作业は、永仁年間～嘉暦年間まで三〇年前後の長期にわたっている。この間、断続的な書写過程にもかかわらず、書写主体が親本を確保し続けている状況をどのように考えるかは、一つの問題となろう。単に写本を借りているというレベルではなく、所有者から実質的に召し上げている状況が長期にわたって現出しており、本当に書写する必要があったのかも疑問を感じざるを得ない。そもそも、これだけ長い間、他者の所蔵写本（それも秘本）を手元に置けるとすれば、借り出し主体と貸し出し主体の間の身分差は、相当に大きかった可能性が高い。こうした関係性が想定されるにもかかわらず、最終的に書写した（＝親本を返却した）ということは、両者間において、長期借り出しは可能でも召し上げまでは不可能という認識が共有されていた可能性も想定される。

この点をもう少し踏み込んで検討するために、源国資（一二八〇年代～一三三五年以降）の履歴を確認しておこう。彼は頭房流の村上源氏で、父は源親平である。『公卿補任』によると官歴は永仁六年（一二九八）に従五位下に叙されるところから始まっており、おおよそ一二八〇年代中頃の生まれと推測される。後醍醐天皇のもとで元亨四年（一三二四）に宮内卿兼藏人頭、嘉暦元年（一三二六）に参議兼宮内卿を経て、嘉暦三年以降は前参議となつていく。この間、「正中二年（一三三五）七月一七日後醍醐天皇綸旨」（『鎌倉遺文』二九一五四）で綸旨の奉者を勤め、「建武元年（一三三四）八月雑訴決断所結番交名」（『大日本史料』編年六一）では一番（畿内）担当所員と

して名前を連ねている。

文化面においても、後醍醐天皇が側近を集めて開催した「正中二年（一三二五）七夕御会和歌懐紙」に、彼が参加している点から、大覚寺統勢力の枢要にあつた可能性が指摘されている（宮島一九八六・三村一九九六）。こうした諸史料によれば、『公卿補任』建武二年（一三三五）条で前参議と見えるのを最後まで、死去や出家という形ではなく諸史料から姿を消すのも、後醍醐天皇が翌年に吉野に逃れたこととの関連を想定すべきように思われる。

ちなみに彼の父源親平（一二五二～一三一七以降）は、『公卿補任』によれば嘉元元年（一二三〇）の段階では非参議、正和二年（一二三二）八月に任参議（九月辞）、文保元年（一二二七）五月三十日に出家という履歴をたどっている。彼の官歴は「侍従源親平（資平朝臣子云々）」（『民経記』正元元年（一二五九）十月十日条）とあるように、同年三月に即位したばかりの龜山天皇の侍従となつた後、「正和元年（一二三二）十一月十三日山城革島荘本家御教書」（『鎌倉遺文』二四六九五）では、皇太子尊治親王（のちの後醍醐天皇）領の山城国革島荘に関する御教書の奉者を勤めるなど、一貫して大覚寺統の歴代天皇に近しく仕え続けてきた人物である。つまり国資の後醍醐天皇側近としての地位は、父親の代から続くものと考えてよい。

以上の履歴を踏まえて、想像をたくましくすると、たとえば後宇多天皇（後醍醐天皇の父、一二六七～一三二四）が中原家本『年中行事秘抄』の書写を始め、その死後に側近（親平―国資親子の周辺）が事業を継続したというような筋が想定できるかもしれない。ちなみに「被」が自尊敬語として用いられているとすれば、永仁年間～嘉暦年間を通じて生存していた大覚寺統の皇族を記主として比定すべき様に思われるが、残念ながら適当な人物は思いつかない。いずれにせよ、奥書の記載が正しいとすれば、鎌倉後期に大覚寺統の周辺圏で成立した写本と想定されることになる。

（2）葉室長光の書写奥書

つぎに建武元年（一三三四）の奥書を検討する前提として、その筆記主体である葉室長光（一三〇九～一三六五）について確認しておこう。前後の時期における彼の履歴を『公卿補任』で整理すると、まず元弘元年（一三三一）二月に右兵衛督となるが、同年十月に右大弁に就任した際、任を去つてい

る。このち正慶元年（一三三二）十月に参議兼左兵衛督となるが、元弘三年（一三三三）六月の建武新政に伴い一切の官職を剥奪される。その後、建武元年（一三三四）三月に参議兼中宮亮として復官するが、左兵衛督の地位に再任されることはなかった。以上の整理から分かるように、彼の兵衛督在任は右・元弘元年、左・元弘二～三年に限られ、奥書に書かれているような事実は確認できない。

念のため『公卿補任』の誤写・誤記の可能性を念頭におき、左・右兵衛督の後任者に関しても確認しておこう。まず右兵衛督の後任となつた藤原隆蔭は、元弘二年三月二十一日（『花園天皇宸記』）、「元弘三年八月七日後醍醐天皇諭旨案」（臨川寺文書）などで在任が確認できるので、建武元年十二月に藤原公重が就任するまでその地位にあつたと考えられる。また左兵衛督の後任となつた足利尊氏は、『公卿補任』では建武二年条を最後に尻付記載が消えるが、引き続き建武三年六～八月の文書でも「左兵衛督尊氏」を名乗っており（上島二〇〇一）、建武三年十一月に藤原長定が就任するまで在任していた可能性が高い。つまり、いずれの地位に関しても、建武元年の時点で葉室長光が占めていた可能性は想定しがたい。この点で、葉室家本奥書に見える該当箇所の記載は不可解である。

さて彼の政治的立ち位置については、持明院統・大覚寺統の切り替わりとは無関係に、朝廷の中心で活躍し続ける勤修寺流の実務官僚という評価（森一九八二）が示されている。実際、後醍醐天皇のもとで三事兼帯・藏人頭を勤めながら、光厳天皇のもとでも引き続き藏人頭を経て参議へと昇進している状況は（「弁官補任」『続々群書類従』二・「職事補任」『群書類従』巻四六）、そうした評価の適切さを物語っているように思われる。ただし花園院の四位院司を勤めていることや（『花園天皇宸記』元弘二年（一三三二）正月十五日条）、建武新制に伴って全官職を剥奪されている状況（前述）などを踏まえると、どちらかといえば持明院統寄りの立ち位置であつた可能性が高い。

以上の情報を前提に建武奥書を読むと、まず奥書の書かれた「建武元年（一三三四）六月」の段階で、源国資は前参議であり、葉室長光は参議兼右兵衛督ではない点が気に掛かる。奥書の記載を語順通りに読めば、「前源宰相」という表現は意味不明なので、該当部分は「以前、源相公（国資卿）本を：」

と訓読すべきことになり、彼の参議在任期間に書写したと解釈されることになる。源国資の官歴を見ると、嘉暦元年（一一三二）二月に蔵人頭から参議となり、その地位を嘉暦三年（一一三二）九月に辞しており、建武年間に現任の参議の地位を占めていない点は奥書記載と齟齬を来す。ただしこの点は、奥書を書いた人物は「以源前相公（国資卿）本」のつもりだったと判断し、建武元年頃に「かつて参議だった源国資卿の所蔵本を以て」と解釈することも不可能ではない。

しかし、長光の地位に関しては明らかな疑問が残る。建武元年には、左・右ともに別の在任者が想定できることは前述したとおりであるし、そもそも過去に左兵衛督への任官履歴を持つ人物を、この時点で右兵衛督とする人事は考えにくい。

そもそも建武新政に際して一旦全ての本位・本官を剥奪された葉室長光（『公卿補任』）と、後醍醐側近の源国資とは、政治的な立ち位置が大きく異なっている。管見の限りで両者間には縁戚関係も確認できず、中世の貴族社会で「不可出困外」（上巻奥）・「外見不可許」（下巻奥）とされる写本を、この時期に源国資が葉室長光へと貸し出したことには違和感を否めない。どのような背景があったのか、検討を要する現象といえよう。実際に貸し出されたとすれば、蔵書家として知られていた。葉室長光が、源国資に対して懇望を繰り返した結果と考えるのが妥当であろうか。

（3）葉室長光の相伝識語

葉室本系の諸写本には、葉室長光の書写奥書に引き続き、「相伝畢 左中丞長宗」（上巻奥）・「相伝了 左中丞長宗（在判）」（下巻奥）という相伝識語が書き込まれている。本書の伝来を検討する際に重要な意味を持つので、あわせて検討しておきたい。

『尊卑分脈』顯隆卿等孫（葉室）によると、長光の子孫は長宗―長忠―教忠…と続いていく。ここに見える葉室長宗という人物は、貞治六年（一一三六）四月に左中弁に就任し（『後愚昧記』同年四月十三日条）―応安三年（一一三七）八月に右大弁となるまでその地位を占めていた（『後深草院閔白記』同年八月十四日条）。

『後愚昧記』貞治六年四月十三日条

今夜、被_レ行_二祭除目_一、聞書後日見之。…元大蔵卿／左中弁 藤原長宗

（故大納言長光卿子／日来所_二望大弁_一。而不_レ許歟）…

本日条の記事によれば、長宗は大弁への直任を希望していたが、上層部が無経験者を大弁とすることに難色を示し、結局、左中弁への任命となった経緯が判明する。この履歴を踏まえると、彼が「相伝了 左中丞長宗（在判）」（下巻奥）と記載できるのは、貞治六年四月以降ということになる。この時期は、すでに父長光の死（貞治四年閏九月七日）から二年近くを経ている。長光が長光の長男であることも念頭に置くと、「相伝」が実現した時期として、いささか遅すぎる印象は否めない。

ところで長宗は、康暦元年（一一三九）十二月に参議を辞して、至徳四年（一一三八）二月に出家している（『諸家伝』葉室長宗項）。この際、葉室家は一時的に絶家となってしまう。長宗は自身の出家によって、自家が絶家となることを認識していたようで、『建内記』永享十一年（一一三九）六月二日条には、万里小路時房が葉室宗豊に聞いた「長宗卿通世之時、雀手箱ヲハ、奉_二納北野宝蔵_一。光頼卿以来相伝之打刀ヲハ、奉_二納春日宝蔵_一云々」という逸話が記録されている（後者については、春日大社に国宝「菱作打刀」として現存する）。

結局、長宗の出家により断絶と見なされた葉室家の「文書・家記」は、一旦「公方」（室町幕府）に接収された（松蘭二〇〇六）。その後、葉室家の旧蔵書は「明徳年中」（一一三九〇―一一三九四）に足利義満の判断で「故大臣殿」（万里小路嗣房）へと下賜されている。

『建内記』永享元年（一一三九）三月二十九日条

（参議）長宗卿、出家通世入_二釈門_一、一流一向断絶之由達_二上聞_一。以_二三文書・家記_一進_二置公方_一了。仍為_二闕所_一。故大臣殿、明徳年中御_二拜_一領彼文書・家記等_一也。

念のため付言しておく、葉室家そのものが、この時点で絶えてしまったわけではない。長宗の出家の三十四年後、その子長忠が参議に就任すること、家としての葉室家は復興を実現している。なお長忠は、先祖代々の参議就任年齢（長隆は三一歳・長光は二五歳）を参考にすると、参議に就任した応永二十八年（一一四二）に二五―三〇歳くらいと推定される。そこから逆算する

と、生年は一三九〇年代初頭〜中頃となり、長宗の出家時（一三八七年）には生まれていない可能性すらある（この点からすると、長忠は長宗の実子ではない可能性を想定すべきかもしれない）。

このように子供が幼ければ（あるいは不在であれば）、兄弟が継ぐというのの一つの手である。しかし長宗の弟長親は『尊卑分脈』によれば官歴不詳なうえ、「狂氣／遁世」（『尊卑分脈』）とされる。彼については、『後愚昧記』の記事が参考になる。そこには、貴族らしからぬ理由で喧嘩を起こして重傷を負った顛末が記されている。激しやすい性格の人物だったようで、この後、何かの理由によって「遁世」（＝官界を去った）という事情が想像されよう。

『後愚昧記』応安三年（一三七〇）九月二十六日条

直衡語云。昨日、右大弁（長宗朝臣）舍弟（民部大輔云々。不知_レ実名_一）。可_二尋知_一之_一与_二青侍男_一打_二双六_一之間鬪諍、為_二青侍_一被_二殺害_一了。件青侍男、又家人等相集殺_レ之了云々。雖_二末代_一殺_レ主之条、希代之所為也。下剋上之世、凡怖畏極_レ之秋也。後聞、件戸部雖_レ被_レ瘡不_レ死、於_二青侍男_一者殺害了云々。

こうした背景もあって、長宗の出家により葉室家は断絶と見なされ、一切の蔵書が収公のうえで万里小路嗣房へ下賜されることになった。

となると、この後、万里小路惟房（嗣房の五代後）が中原家本系の親本から現存する万里小路本『年中行事秘抄』を写写していることは（佐藤二〇〇四）、やや不可解である。もし葉室家本の奥書と『後愚昧記』の記事がいずれも史実とすると、万里小路家に移管された葉室家の蔵書の存在にもかかわらず、それとは別に中原家本系写本を全文書写していることをどう理解すればいいのだろうか。

もちろん、中原家本の成立過程で、旧本を所持しているにも関わらず、新たに写本全体を書写している事例もある。しかし、公家社会における『年中行事秘抄』の重要性が低下しつつある時期に、万里小路家での写本を二本も所持する必要性が認識されていたかどうかについては、検討の必要がある。あるいは惟房による書写の事実、それ以前の段階で葉室家旧蔵書の相当部分が葉室家に返却されていた可能性を示しているとも理解できる。実際、「妙法院賢長法印相語云、父葉室前宰相（長忠）談云、祖父長光卿記云、…」（『建内

記』正長元年（一四二八）三月二三日条）という記事によれば、参議就任後の長忠が父祖の家記（自筆本かどうかは不明）を所持していたことを確認できる。おそらく、後者のように理解するのが妥当なのであろう。

（4）まとめ

以上、色々と述べてきたが、こうしてみると「永仁…」の一文はともかく、それ以降の部分には少なからぬ誤写か、作爲が加わっている可能性も推定すべきではなからうか。最終的な結論を出すためには、葉室家本の原本調査が必要となるとはいえ、少なくとも同本の調査が難しい現状では、公開されている活字情報をそのまま鵜呑みにした分析は避けるべきであろう。

なお、もしこの奥書に作爲が加わっているとすると、すでに指摘した複数の辻褄の合わない点の存在からも、作成主体は葉室家当主の官歴・生没年などに關して十分に知識のない人物の可能性が高い。中世後半のある段階で、長光の蔵書家としての評判を前提として、架空の構図を組み立てたのかもしれない⁶⁾。

第三節 卜部家本『年中行事秘抄』（大東急記念文庫）

【成立】

本写本の成立に關しては、本文中に「後高倉院」のこと（※忌日）が見え、その院号の定まった時点での補記があることを根拠に「ほぼその当時の写か」＝「鎌倉初期写」という見解が示され（大東急記念文庫一九八一）、これ以降の諸研究（西本二〇〇三A・小川二〇二三）においても継承されている。つまり鎌倉初期に書写された卷子本へ、中世後期に卜部兼右（？）一五七三）が花押を付したものが本写本というのである。

たしかに私見によっても、本写本に記された文字情報が、中原家本・葉室家本などと比較して、古態を残している可能性は高い（詳細は後述）。しかし写本の書写年代を判断する際、記載内容の时期的な下限（この場合は忌日）のみを材料とする方法論は、再考の余地が大きい。とくに、この種の史料の場合、記載情報の下限は親本の本格的な利用期間の範囲を示すに過ぎず、先の理解は親本の利用終了時期＝当該写本の成立時期という、証明されざる前提に基づく仮説にすぎない。こうした方法論に基づけば、古写本を近代以降に書写したとしても、古い時期の写本と認定されかねない。

そもそも本写本が全文一筆で写され、本文中に別筆による加筆・訂正の形跡が確認できないことは、書写後、現実的な利用に供された可能性が低いことを物語っている。そうした点も、本写本が中原家本・葉室家本などと比べて、かなり下った時期の成立である可能性を示唆している。本文中に見える情報が鎌倉初期までのものに限られることを根拠として、写本の成立自体をその時期と想定することは、勇み足と言わざるをえない。

たとえば花押が付された末尾の白紙(第二二紙)が本体と同質紙であることを念頭に置けば、卜部兼右が花押を付したのは本文の書写と同時期という想定も十分に成り立つ⁷⁾。そもそも成立後、数百年経ってから偶然入手した卷子に、伝来や入手経緯などへの言及もなまま入手者(卜部兼右)が自身の姓名のみを記載するという事例は、はつきり言って珍しい。本文の書体を鎌倉初期とするには違和感が大きいことを踏まえても、卷子奥に花押を付した卜部兼右が本写本の成立に直接関わっている(=本写本の成立時期は中世末期)可能性を想定するのが自然であろう。

【伝来】

成立後、卜部家で所蔵され続けたと思われる。同家からの流出時期は不明だが、現在では大東急記念文庫で保管されている(函架番号一〇六一—二二二)。大東急記念文庫(五島慶太)と、その前身に当たる久原文庫(久原房之助)・古梓堂文庫(藤田政輔)との関係については不明な点も少なくないが、本史料には「古梓堂文庫」のラベルが見えないので、久原文庫・古梓堂文庫の段階から所蔵されていた可能性は低い。卜部(吉田)家の蔵書は一九四九年三月頃から段階的に売却されており(反町一九八九)、本史料の家外流出もこの時期以降と考えられる。以上の状況証拠に基づき、本史料が大東急記念文庫に所蔵されたのは、久原文庫の買収(一九四八年)以降と想定しておきたい。

【書誌】

外題に「年中行事秘抄」(題簽)・内題に「年中行事秘抄(近代)」と書かれている。また表紙見返に「仁和元年五月廿三日/年中行事障子(昭宣公□□□□献之)」(押紙)とあるが、紙質は本紙とは異なる(この押紙は、過去の包紙の一部かもしれない)。

卷子本で、寸法は縦三〇・一×横五二・〇(第一紙)+横五三・〇(第二

紙)と、第二十一紙まで五〇cm強の幅の紙が継がれている。なお紙の上下の耳の部分は多少厚めなので、利用に先立つ化粧断ちはほとんど行われていないと推定される。紙継目はおおよそ三〜四mm(順継)だが、幅二mmくらいの箇所もある。糊代の変色はないので澱粉質の糊を利用していると推定される(継目のみ虫損を生じている箇所が目立つのはそのためだろう)。なお当初の糊の粘着力不足により分離したらしき箇所(上半で複数)で、後日に別組成の糊(茶色なので膠か大豆糊か)を追加で塗布している箇所が複数ある。

全体の構成は、表紙見返+二枚+軸付紙となっている。内訳は正月(第一紙)・「校合了」(第二二紙)・「右兵衛督卜部(花押)」(第二三紙)となっている。全体を通して紙に虫損はほとんど発生しておらず、下方にうすい連続染みがある程度で、保存状態はよい。なお卷子後半(二十〜二十一紙)も軸付紙(幅二一・五cm)も、前半と同質紙である。

本文は、後半部分も含め全文一筆で書かれている。一部、書写の際の擦り消し痕などはあるが、異本注記(たとえば一紙目末頭書「無開白」)は親本からそのまま写したもののらしく、書写後に加筆・項目追記が加えられた痕跡は確認できない。つまり親本の段階までは各種の加筆がなされているが、卜部家本そのものには利用の痕跡は見当たらず、『年中行事秘抄』が実用されていた時期(中世前期)に書写されたものとは考えにくい。

【紙質】

紙は楮紙。繊維は表裏両面で縦・横に強い方向性を示すので、両方向に振った流し漉き技法で漉かれた紙と判断される。透過光による観察では漉きムラは少なく、この点からも技術的に安定したレベルの流し漉き技法で漉かれた可能性が高い。糸目は二・七cm、簀目は二一本/三cm(第一紙)だが、全体にいずれも見えにくい。漉いている間は簀を強く揺らし続けたうえ、漉き終わった後は簀目が紙面に定着する前に漉簀からサッと剥いているためであろう。こうした特徴からも、簀を一定時間に渡って固定する溜め漉きの技法は使われていないことが推定できる。以上の諸傾向からは、中世後期以降に漉かれた紙であると判断すべきだろう。なお繊維間に不純物の混入は見当たらず、填料の類は加えられていないようである(前述した虫損の少なさも、こうした丁寧な洗浄や填料の無添加と関係があるろう)。未叩解繊維が時々見えるが、未蒸解繊維はほ

とどなく、丁寧なチリ取り作業が行われたと分かる。

表面加工としては、丁寧な打紙が施されている（大東急記念文庫 一九八一が「用紙鳥の子」と表現するのは、表面のクリーム色の色調に注目した結果だろう）。そのために硬め（高密度）の紙となり、巻き取りの過程で発生したとおぼしき巻皺が多数確認される。触診によれば、現状でも一〇〇μmを越える厚い紙なので（機器を使った正確な紙厚計測は所蔵主体の意向を踏まえて控えた）、打紙前にはかなり厚い紙だったと推定される。紙が全体に茶色っぽいことや、とくに何枚かの紙全体に茶色がかっていることは、表面への塗布物に起因する後世の変色というより、強い打紙加工によって生じた紙焼けの可能性が高い。こうした加工を経ているため、表裏ともに墨の乗りはとてよい（墨の乗りからみて、ニカワも塗布されているようである）。

各紙の紙厚にはバラツキもあるが、どの紙も漉簾の糸目は二・七×二・八cmの幅に収まるので、同じ簾を使って同時に漉かれた紙と考えられる（同時に漉かれた紙でも、紙料液の濃度の変化によって後半ほど薄くなることは珍しくない）。

【奥書】

書写過程や伝来などを明確に記す奥書は見当たらないが、以下のような関連情報がところどころに記されている。

「都督江納言以近代公事被撰定（云々）」（第一九紙）

「校合了」（第二一紙）

「右兵衛督下部（花押）」（第二二紙）

【考察】

卜部家本が、諸写本のなかでは比較的古い内容を残しているという点については、私も西本二〇〇三Aと同意見である。ただしいくつかの主張については、再考の余地がある。

（1）卜部家本を「鎌倉初期写」とする想定について

西本論文では卜部家本の成立年代について、『大東急記念文庫貴重書解題』の「鎌倉初期写」という想定を重視すべきことを再三強調するが、とくに独自の検討成果は示していない⁸⁾。『貴重書解題』は「後高倉院」のことが見え、その院号の定まった時点での補記があり、ほぼその当時の写か」という理

解を示している。しかし「補記」が「院号の定まった時点」のものとは仮定したとしても、前述したように、現存する卜部家本そのものを「ほぼその当時の写」と断定できる根拠とはならない。書写年代の確定に際しては、より厳密な検討が必要であろう。

卜部家本が、親本の原態を十分に留めていない可能性は、たとえば「五月最勝講事」裏書が略写されている点からも確認できる（↓第五節）。当該部分の記載が中原家の人物によって加筆された情報であることは西本氏も指摘しておりであろうが、そう考えれば、本文より後の時期の加筆作業の成果の可能性が高く、本文のみはもう少し早い段階で成立した可能性も推定できる。ことなどを踏まえれば、記載内容のみから検討した場合でも、書写年代は鎌倉初期より下の可能性が十分ある。

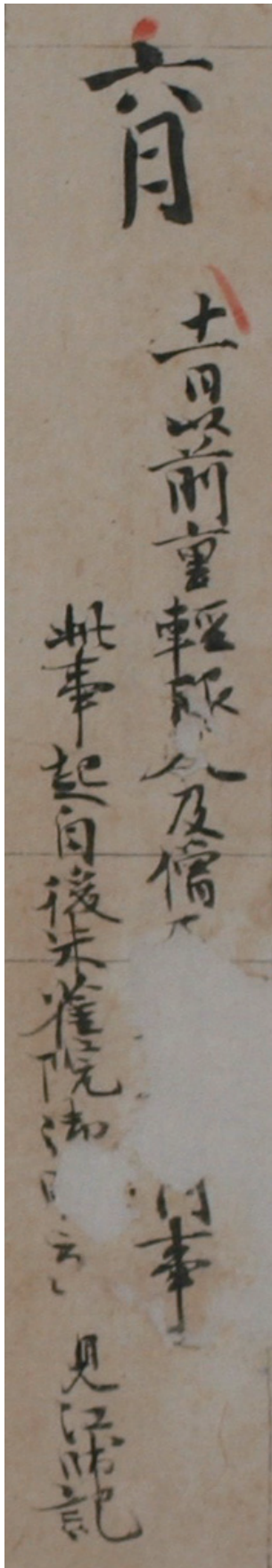
（2）『年中行事秘抄』の撰者を大江匡房とする想定について

この点に関する西本説の主要な根拠は、二点ある。一つは、十二月条末に見える「都督江納言、以近代公事、被撰定云々」（識語）という記載である。しかし、この種の情報は、もし古いものであっても、記主自身が書いたものではないので、史料の形成過程を考える際は参考程度の扱いに止めるべきであろう。そもそも、本写本そのものが鎌倉初期の古写本であると確定できない以上、この記載がそれ以前に遡るものとは判断できない。

もう一つは、八月条で卜部家本が引用する「帥大臣記」が「私記」と言い換えられている（「帥大臣記の著者が本文執筆者」とも解釈しうる箇所である。しかし、この部分については異なる解釈も可能である（以下に、西本二〇〇三Bにおける翻刻も参考にしつつ、該当箇所の本文を掲げておく。《は傍書》）。

八月上丁釈奠事／上丁当日触若国忌者、用中丁、若重延引者停止、不用下丁^{（可見私記）}、帥大臣記、海涼説云々、善澄歎、

西本論文は、この部分の構成について、もともと「可見私記」とのみあった箇所に、のちに「帥大臣記……」と追記されたと理解する。しかし、そもそも



写真：2



写真：1

「可見私記」は「帥大臣記」に付された傍書ではなく、「下丁」の下に付された挿入符○に対応した記載である。この点に関して、西本は「「可見私記」との注記を加えたのは中原師遠であると考えることもできるが、師遠が『江家次第』を「私記」と称するのは不自然である」（注二三）と補足説明するが、「自身の何らかの著作（たとえば『師遠年中行事』）の当該項も参照」の意で追記したと解釈すれば問題ない。

そもそも、広橋家本をはじめとする他本には「可見私記」の四文字がない（写真・1）ことも、この記載が卜部家本（の親本）の利用過程で後次的に付された（「私記」＝大江匡房の著書という対応関係は見いだせない）可能性を示唆している。たしかに西本の指摘するとおり、『江家年中行事』と『年中行事秘抄』との間に内容的な継承関係は認めうるが（詳細は忌日の事例で後述）、後者の成立に関して匡房本人の関与まで想定するのは行きすぎであろう。

こうした理解は、たとえば卜部家本に見える大江匡房の著作への言及（六箇

所）からも確認できる。

- ① 正月元日 立春日 主水司 献立春水事 「江帥次第云」
- ② 六月冒頭 「見江帥記」
- ③ 八月上丁 釈奠事 「帥大臣記」（本文の脇に付された書き込み）
- ④ 九月冒頭 「見江記」
- ⑤ 九月九日 重陽宴事 「江次第云」（裏書）
- ⑥ 十二月冒頭 「見江記」

西本は③をめぐって大江匡房の関与を示すと理解し、そうした分析を根拠として六カ所の全記載を「大江匡房による草稿本の痕跡が一部残されているということになる。こうした事実もまた『年中行事秘抄』が大江匡房の著作であることを示す一傍証」（西本二〇〇三A）と位置づけるが、前述のようにそうした理解は難しい。

参考までに、以上の六箇所における大江匡房著作からの引用について、簡単

に検討しておこう。記載形式や表現からすると、このうちの②・④・⑥の三箇所とそれ以外の三箇所は、それぞれ別人の手になる可能性が高い。つまり、これらの記載は転写の際に失われた重層性の残滓（＝書写以前には実際の利用に供されていた時期があったことを示す痕跡）と見なせよう。このうち本文直下に付された前者の注記はいずれも広橋家本にもみえるので（写真・2）、原本の段階から存在した可能性も高い。そして「江帥記」などという記載形式からすれば、大江匡房自身の関与は想定しがたい。

第四節 広橋家本『年中行事秘抄』（国立歴史民俗博物館）

【成立】

現状でH63333は卷子本（二巻）からなり、いずれも外題に同筆で「年中行事秘抄」とあるが、本文の筆跡はそれぞれ異なっている。このうち第一巻（H63331）の内容は『年中行事』で、本論文で検討する第二巻（H63332）のみが『年中行事秘抄』である⁹⁾。本写本の存在は十分周知されていないので、論文末に全体写真を掲げておく。

これを見れば分かるように、奥書の類は一切なく、卷子の冒頭部分も失われているので、成立・伝来の具体的な様相は判明しない。成立時期に関して、国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』（同館、二〇一九年）は「南北朝時代」、館蔵資料データベースは「室町時代」とする。ただし特段の根拠があるだけでなく、紙の漉き方などからすると中世前期の写本と考えるても問題ない。

本文は、五月半ば以降の記事のみ現存する。記載情報は、本文・裏書（現状では本文と同じ表面の各月末尾に書写）・追記の三種に分かれ、前二者はほぼ同時に成立した可能性が高い。掲載項目数は、葉室家系本の約八二%、中原家系本の約八四%程度に止まる（現存範囲のみで比較）。月によっても異なるが、このうち本文として挙げられた項目は全体の七〇%程度で、残りは裏書や行間・上部間空への追記として掲載される点で、他系統本とは異質な構成をなしている。これらの記載情報の対応関係を見る限り、広橋家本は葉室家本よりも中原家系本に近い内容を持つ。ただし本文（追記部分ではなく）の多くの箇所ので両系統の情報を混在させている点は、注意を要する。こうした実態は、後

世に複数段階の増補が行われたことに加え、諸系統本が共通祖本の情報を一部略しながら転写していた可能性も示唆しているからである。

本文には、複数段階において追記がなされているようである。ここで広橋家本を素材として、『年中行事秘抄』に見える追記の実態を検討しておこう。たとえば広橋家本の本文に掲載される忌日の下限を確認しておく、二条天皇母の懿子（一一四三）の事例となる。ところが先行研究の成果を踏まえれば、『年中行事秘抄』は一二世紀初頭までに原形が完成していたと考えられる。そのため、広橋家本の本文が懿子の忌日を掲載していることは、この写本が転写される以前の段階で、本文の行間（あるいは行頭）などに懿子の忌日を追記した親本が存在し、そこから広橋本を書写した年代が一二世紀中頃以降であることを示す情報と考えられることになる。この事例は、親本では追記のかたちで存在した情報が、書写に際して本文化する場合があることを示している。以上のような現象を踏まえると、諸写本において特定項目が本文に掲載されている部分は、親本からその写本を書写する以前には、異なる形態を採っていた可能性も想定する必要があることが分かる。

あわせて広橋家本における追記部分の忌日の下限を確認しておく、二条天皇（一一一六五）・崇徳天皇（一一一六四）の事例と判断される。一方、葉室家本・中原家本の本文に掲載される建春門院（一一一七六）は見えず、また中原家本・卜部家本の本文に掲載される後高倉院（一一二二三）も見えない。こうした状況からすると、本写本における忌日の加筆は六条朝（一一一六五～六八）頃を最後に終了していることになる（五月以前の前掲部分の記載を除いた想定）。

この他、注目される項目は少なくない。たとえば「伊都岐島祭官幣立事」（十月下亥）は、広橋家本では行頭に追記されており（中原家本では本文に掲載）、本文書写後に加筆された可能性が高く、逆にいえば親本を書写した時期には存在しなかった項目と推定される。平家の厳島信仰に伴う中央政府の同社の祭祀への関与に関しては小倉一九五二・松井二〇〇八などの研究があり、とくに近年の瀬戸二〇一六によれば、治承三年（一一七九）に勅使が差遣される重要な官祭の一つとして初申祭が創設されたことが明らかにされている。『年中行事秘抄』への書き込みも、このあたりの政治状況との関連を想定すべ

きであろう。こうした情報に加えて、広橋家本に引用される勘物の下限が養和元年（一一八一）であることも踏まえると、この頃を境として情報の追記自体が行われなくなっている様相がうかがえることになる。

以上の分析によれば、広橋家本『年中行事秘抄』は、一二世紀中頃に親本から筆写されたのち、一一八〇年代初頭まで追記が加えられ続けた写本と想定されることになる。成立後、三〇年程度の利用期間ということになるが、こうした分析は追記箇所筆跡がおおよそ本文と同筆であることも整合性を認められる。

なお利用の過程で加筆された情報が少なくなかったことは、このほか、たとえば「御節供事」（五月五日条）・「造酒司始献醴酒」（六月一日）・「祈年穀奉幣事」（七月末）などに付された「イ本」注記（三箇所）の存在からもうかがえる（写真・3A・B・C）。いずれも現存する他本には見えない情報ばかりで、広橋家本へこれらの情報が加筆された時期には、現存しない内容を持った『年中行事秘抄』の写本が出回っていたことをうかがわせる。なお三例のうち「御節供事」は全文が行間への追記であり、広橋家本の親本にはこの項目が存在していなかったことが確認できる。こうした多様な『年中行事秘抄』の写本が流布する状況は中世前期のうちに収斂していき、後期以降になると中原家本と葉室家本の二系統に限定された展開状況に至ったと考えられる。

【伝来】

以上の分析から分かるように、本写本がどのような主体によって作成・利用されていたのかについては、ほとんど判明しない。中世を通じて、どのように伝来していたかも不明である。あるいは広橋家旧蔵本（国立歴史民俗博物館ほか所蔵）を広く見渡せば、同筆の史料が存在する可能性もあるが、残念ながら現時点では確認できていない。

ようやく「嘉永三年（一八五〇） 広橋家記録類目録」（後述）に、本書のことと思われる写本の存在が記録されているので、おそくとも幕末までには同家で所蔵するようになっていたと考えられる。その後、大正期に至り岩崎家・東洋文庫などをへて、現在では国立歴史民俗博物館で『年中行事秘抄』（資料番号H63333）として所蔵されている。

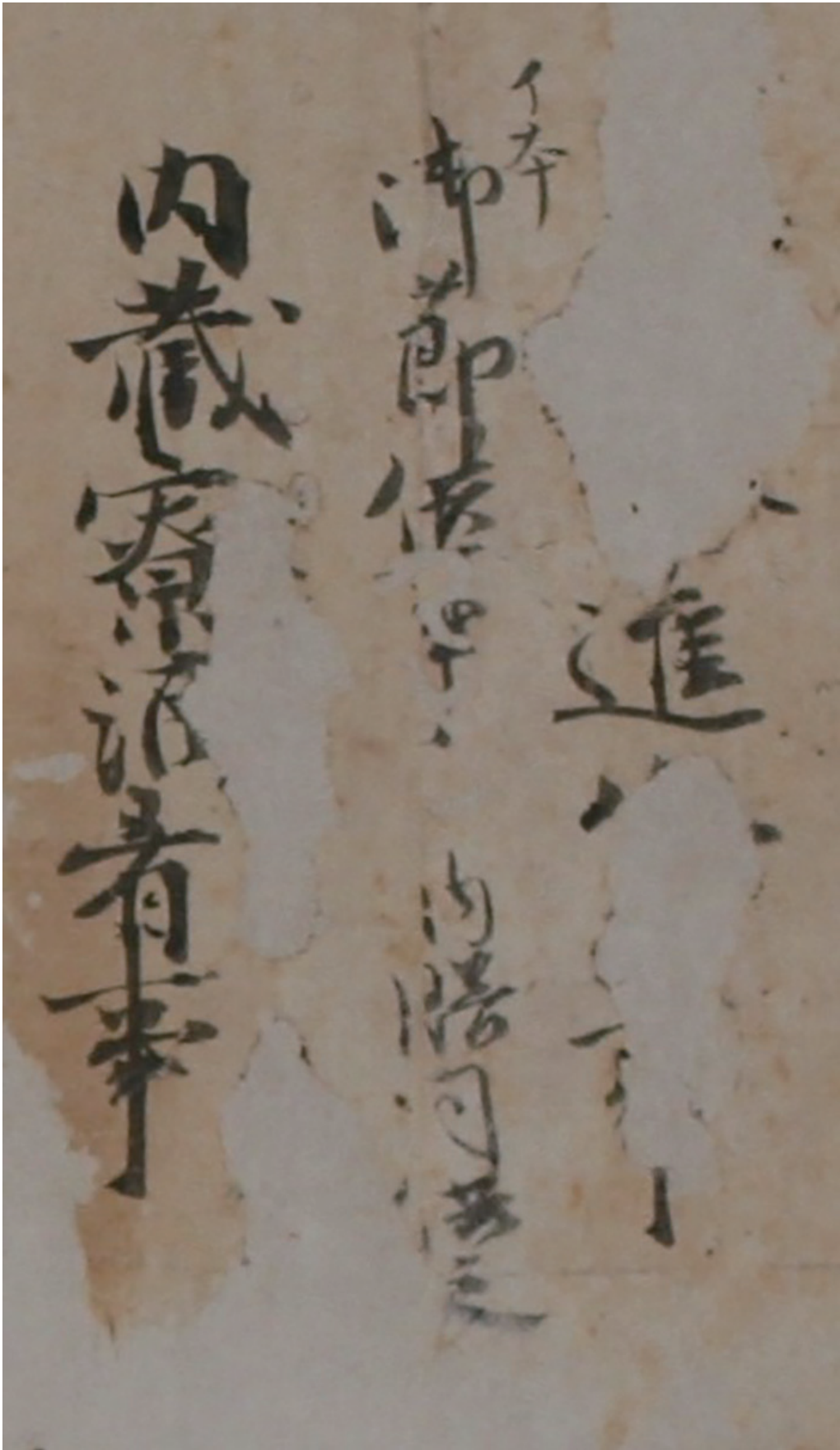
【書誌】

この卷子本は前欠で、現存するのは五月五日条の途中からにすぎない。卷子冒頭（第一紙の端）に見える「松」（丹書）注記は、本史料の広橋家における保管状況を示す記載である。記載位置からすれば、前欠部分が失われた後に書き込まれた注記と推定できる。色調は本文に関連する朱書（合点や「裏書云」など）と似通っているが、両者が同時に書かれたとすると本文に付された朱書の性格が理解しにくくなるので、ここでは近世以降における整理の過程で付された記載と推定しておきたい。

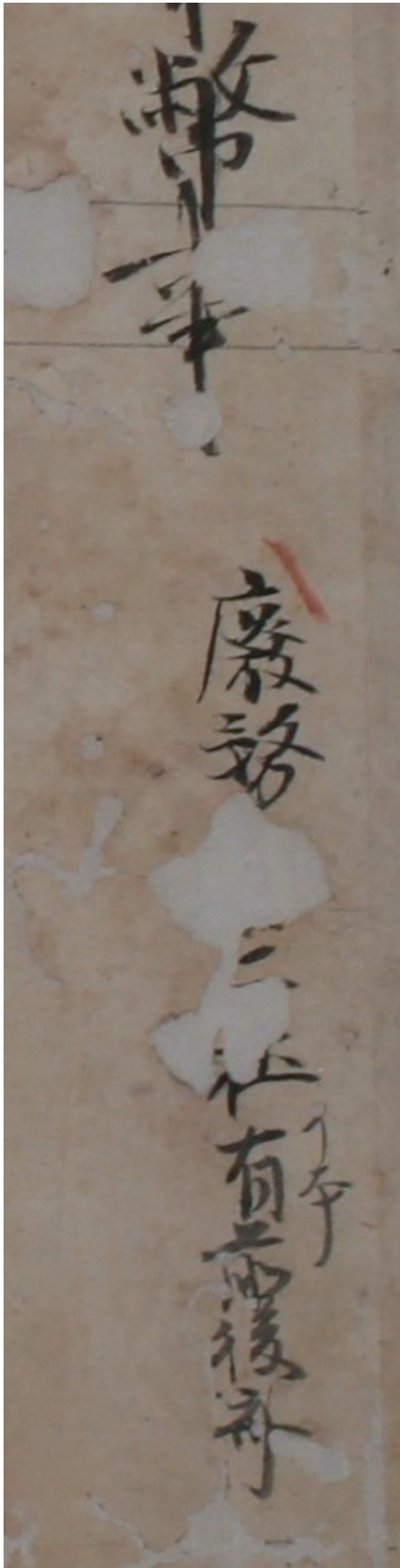
ただしそう考えると、「嘉永三年（一八五〇） 広橋家記録類目録」（喜多二〇一九）で「松」の部門に記載されるのが「一、年中行事（四辻殿御筆）一卷」（現在のH63333）のみで、当該史料（H63332）は「宮」の部門に「一、年中行事秘抄（奥内侍所御事并／清涼殿行事） 一卷」と記載されていることと齟齬するが、整理の過程で各種の入れ替えがなされた痕跡を反映しているであろう。なお大正六年（一九一七）の段階では、前者は「珍貴書類乙」の「二六 年中行事（頼資卿筆） 一卷」に、後者は「儀式部類」（第二十号函）の「一〇二 年中行事秘抄 一卷」に分類されている（伴瀬二〇一三）。

各紙の寸法は、縦二六、四×横二八、六（後補表紙）＋一〇、三（第一紙）
 十三五、〇＋四三、三十四三、五十四三、三十四四、〇＋四三、三十四三、四
 十四三、八十四三、六十三六、五十四三、三十四三、八十四三、七
 十四三、一十四三、五十三六、七十四三、三十四三、七十四三、四十四三、八
 十四三、六十四三、五十四四、〇＋四三、八十四三、七十四三、八十四三、四
 （第二十九紙）十二、六cm（軸紙）となっている。縦幅が同時期の標準的な紙と比べて短いのが、現状を見る限り、上下で大幅に化粧断ちした痕跡は見当たらず、もともと小さな紙だったのかもしれない。軸は木製で、径一、五×長二七、八cmである。

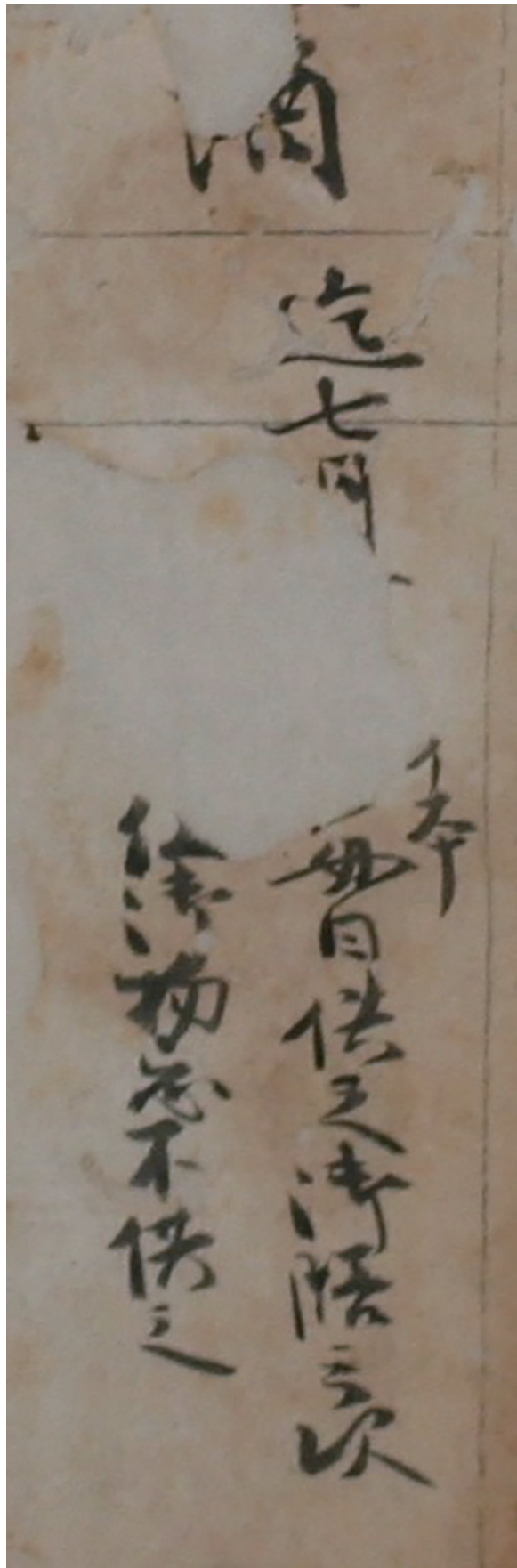
各紙の継目はいずれも順継で、幅は〇、一〇、四cmと場所によって変動が著しい。なお、かなりの部分で継直痕が明白だったり、現状ではほとんど両側の紙が重なっていない（＝次紙と連続するように台紙に貼り付けてあるだけ）箇所も少なくなき、旧態を残している訳ではないようである。この継ぎ直し



写真：3A



写真：3C



写真：3B

(修補)は、とくに前半に激しい連続破損(焼損・虫損)との関係で生じたものと推測される。なお本史料の前半部(五月冒頭以前)が欠失していることは、おそらくこの焼損と何らかの関係があらう。

紙面には、計五本の横界線(薄墨)が引かれている。位置は、紙の天側から順に〇・五、一・四、一〇・五、一・四、一一・五(地側から一・一)cmの箇所である。このうち三〜四本目の横界は書写に際して利用された痕跡がほとんどなく、どのような見通しに基づいて引かれたのか不明である。このほか、縦界線(薄墨)が界幅三・六〜三・七cm(四三cm幅の紙で一二行)の間隔で引かれている。

【紙質】

紙繊維は楮である。漉き方については、現状で全面に裏打ちされており観察できない(糸目・簀目ともに視認できない)が、表面の繊維は縦方向に強く流れている。また透過光観察によると、全体に漉きムラが目立ち、切断された未蒸解繊維片の混入も確認できる。この三つの特徴からすると、紙漉き前半の過程は流し漉き方式で、後半は溜め漉き方式で行う所謂「半流し漉き」の技法で漉かれた紙と推定される。なお刷毛目が各所に見えるのは、乾燥板への張り付け(あるいはニカワ塗布)の際、強めに刷毛を使う人物が作業を行った結果だろう。

紙の表面は比較的平滑で、墨の乗りを観察しても、場所によって少々かすれる程度で、全体的に乗りはよい。顕微鏡観察によると、繊維間は比較的密なので、標準的な打紙加工が施されている可能性が高い。ただし、繊維の密度と比べて墨の乗りがよい状況を念頭に置くと、打紙加工に加えてニカワの類を塗布している可能性が想定される。

現状では全面に裏打ちされているので正確な紙の厚さは不明だが、おそらく紙厚五〇μm以下の非常に薄い紙である(打紙前は倍近い厚さだったろう)。現状の紙厚(裏打紙を含む)は平均して九五〜一〇五μmの範囲におさまるが、なかでも第三・四・二十・二十一・二十三の各紙は七〇〜八〇μm程度と、やや薄めである。

ただし、いずれの紙も顕微鏡観察によれば繊維間に不純物が目立つ。また透過光で観察する限りチリ取り作業が雑なようで、全体に未叩解繊維・未蒸解繊維

が散見され、五mmほどの長さに切断された未蒸解繊維片が少量混入する傾向も共通する(つまり、あまり丁寧に作られた紙とは評価できない)。同じ機会に漉いた紙でも、紙料液中の繊維量が減少するにつれて薄くなっていくことはよく見られる現象なので、上記の同様の特徴もふまえると同時に漉かれた紙のみで構成されていると考えてよい。

【考察】

次節を参照。

第五節 古写本の相互関係

本節では、以上の分析成果を踏まえ、古写本の相互関係について、とくに先行研究において検討がなされていない広橋家本と卜部家本の関係性を中心に考察する。

(1) 広橋家本・卜部家本の関係

まずは中原家本・葉室家本などに見えず、広橋家本・卜部家本のみに掲載される情報を確認しておこう¹⁰⁾。主な事例を挙げると、たとえば①五月末の撰吉日事に付された「最勝講事」の裏書がある。この部分を、卜部家本は「最勝講間、服者不可参内事／故肥州康平五年記云々」と記すが、広橋家本には「最勝講間、服者不可参内事／故肥州康平五―五―廿八―、最・講□□也。最勝講之間、重服者不参内(云々)―(写真・4)とある。情報の質・量から見て、後者が原型に近い情報であり、前者はそれを抄写したものと考えられる。

ついで②八月十二日条で、広橋家本が「十二日、上官参入、貞信公御忌日也」(行頭追記)とする箇所は、卜部家本の「十四日、貞信公忌日」に対応する。日付や記載は異なるが、中原家本・葉室家本では「十日、法性寺御八講始事」の後に、下位項目「十二日、上官参入貞信公御忌日也」として言及するのに対し、広橋家本・卜部家本では上位の独立項目として挙げる点で共通する¹¹⁾。

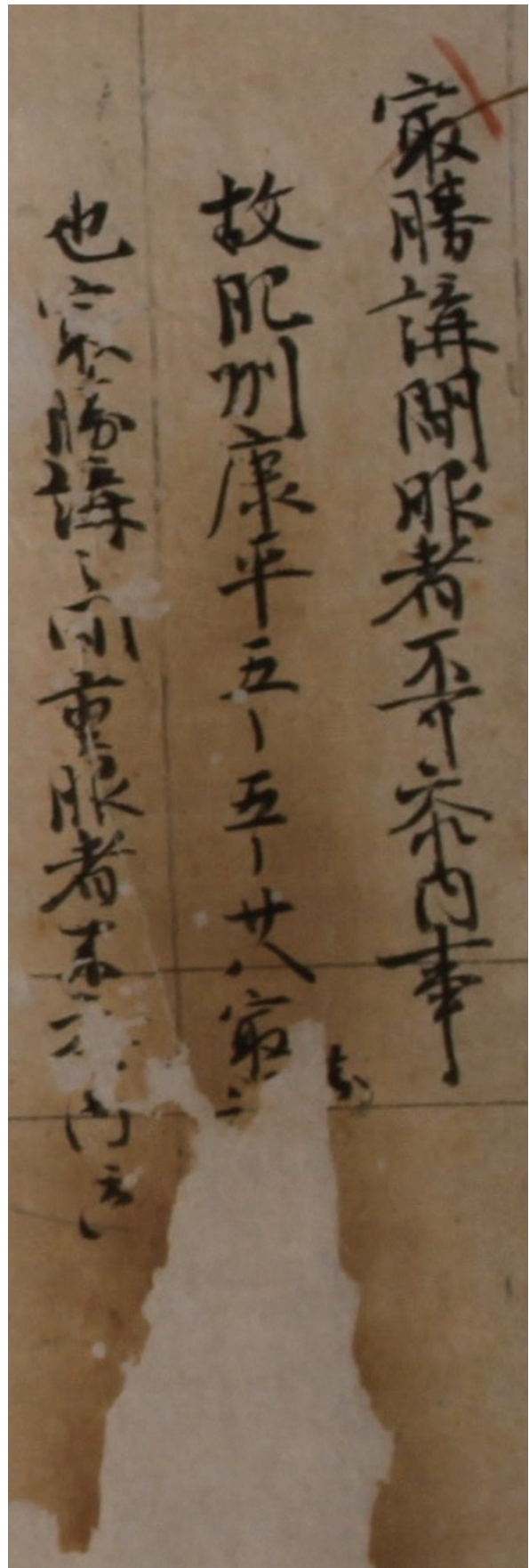
このほか、広橋家本には③一二月条で「晦日法勝寺御八講事(五日上□□)と「裏書云」の間に、「霜月会事／廿四日天台大師(智者)忌日」として智顛(五三八〜五九七)の忌日を記した記載がある。現状では本文と同筆と推定されるが、記載箇所はあるべき場所ではなく(二四日の情報を晦日の後

に記載)、親本に付された追記を広橋家本がそのまま転写した結果と推定される。これに対応する記載は他本に無く、唯一、卜部家本に「廿四日天台大師忌日也」(頭書)とあるものが関連記載と見なせる。

以上に例示した広橋家本と卜部家本の共通点は、いずれも広橋家本の記載が詳しく、卜部家本の記載が簡略な点で共通する。このように卜部家本が親本の情報を略写する傾向があること⁽¹²⁾からは、両本の関係性は広橋家本が親か叔で、卜部家本が子か甥に当たることを示している。いずれにせよ、広橋本の方が世代の古い(オリジナルに近い)情報を掲載していることは明らかである。

(2) 卜部家本に掲載される忌日

このように述べると、卜部家本が情報量の少ない写本のように誤解されるかもしれないが、同本には同本なりの独自情報が掲載されている。とくに注目されるのは、皇族の忌日に関する情報である。以下、先行研究(中村一九五二)の整理による時期毎の国忌の変化を踏まえて、同本に掲載される皇族の忌日について検討しておこう(付表…皇族忌日表)。



写真：4

まず女性の忌日について他本と比較しておく、①葉室家本・中原家本は穩子(鳥羽朝に廃止)を含まないのに対し、卜部家本はこれを含む(広橋家本は該当箇所が現存せず不明)点、②他本が含む懿子(二条朝に増置)を、卜部家本のみ含まない点などが注目される。こうした傾向からすると、女性忌日の場合、卜部家本のみが二条朝以前の情報を反映している可能性が指摘できる(なお、ここで検討対象とした穩子・安子・茂子・苺子・懿子の忌日に関しては、各本とも追記ではなく本文として記載されているので、利用過程における増補ではなく、書写段階ですでに親本に存在した情報と推定できる)。

ただし皇族全体の忌日について検討すると、これとは異なる傾向も確認できる。たとえば広橋家本では本文に記載される忌日の下限が懿子(一一一六)一一四三)で、追記を含めてもその子である二条天皇(一一四三)一一六五)が下限なのに対し、卜部家本は本文に高倉天皇(一一六一)一一八一)・後高倉院(一一七九)一二二三)などまで掲げている⁽¹³⁾。

こうした傾向からすると、卜部家本の女性忌日に関する情報の古さは、同本

皇族忌日 (▲は本文ではなく、頭書などの追記)

月日	葉室家本	中原家本	広橋家本	卜部家本	人名	生没年	子	父	夫
222			?	▲	聖徳太子	574-622		用明	
1203	○	○	○	○	天智	626-672	持統・元明	舒明	
1223	○	○	○	○	光仁	709-782	桓武	志貴皇子	
1007	○	○	○	○	早良親王	750-785		光仁	
317	○	○	?	○	桓武	737-806	平城・嵯峨・淳和	光仁	
321	○	○	?	○	仁明	810-850	文徳・光孝	嵯峨	
826	○	○	○	○	光孝	830-887	宇多	仁明	
929	○	○	○	○	醍醐	885-930	朱雀・村上	宇多	
719		○	▲		宇多	867-931	醍醐	光孝	
104	○	○	?	○	藤原穩子	885-954	朱雀・村上	藤原基経	醍醐
429	○	○	?	○	藤原安子	927-964	冷泉・円融	藤原師輔	村上
525	○	○	○	○	村上	926-967	冷泉・円融	醍醐	
212	○	○	?	▲	円融	959-991	一条	村上	
622	○	○	▲	▲(後一条院国忌)	一条	980-1011	後一条・後朱雀	円融	
508		○			三条	976-1017		冷泉	
621	○	○	○	○	藤原茂子	?-1062	白河	藤原公成 (藤原能信)	後三条
417	○	○	?		後一条	1008-1036		一条	
118	○	○	?	▲	後朱雀	1009-1045	後冷泉・後三条	一条	
419		○	?		後冷泉	1025-1068		後朱雀	
507	○	○	○	○	後三条	1034-1073	白河	後朱雀	
1003		○			上東門院	988-1074	後一条・後朱雀	藤原道長	一条
922	○	○	○(中宮御崩日事)	○(故中宮御崩日事)	藤原賢子	1057-1084	堀川	源顕房	白河
807	○	○	▲	▲	郁芳門院	1076-1096	堀河(准母)	白河	
125	○	○(茨子)	?	○	茨子	1076-1103	鳥羽	藤原実季	堀河
719	○	○	○(御国忌事)	○(先朝御国忌)	堀河	1079-1107	鳥羽	白河	
624	○	○	○		藤原懿子	1116-1143	二条	藤原経実	後白河
822		○			待賢門院	1101-1145	崇徳・後白河	藤原公実	鳥羽
702	○	○			鳥羽	1103-1156	崇徳・近衛・後白河	堀河	
826		○	▲		崇徳	1119-1164		鳥羽	
723	○	○	▲		近衛	1139-1155		鳥羽	
1115		○			美福門院	1117-1160	近衛	藤原長実	鳥羽
728	○	○	▲		二条	1143-1165	六条	後白河	
708	○	○			建春門院	1142-1176	高倉	平時信	後白河
717		○			六条	1164-1176		二条	
114	○	○	?	○	高倉	1161-1181	安徳	後白河	
313		○	?		後白河	1127-1192	二条・六条・高倉	鳥羽	
718		○			源通子	1163-1221	後嵯峨	源通宗	土御門
514		○		○(五月十日条に掲示)	後高倉院	1179-1223	後堀河	高倉	
918		○			藻壁門院	1209-1233	四条	九条道家	後堀河
806		○			後堀河	1212-1234	四条	守貞親王	



写真：5

の成立時期の古さを示すというよりも、女性忌日への関心の低さから、ある時点以降、情報更新をしていない結果と推測すべきことになる。卜部家本の祖本に当たる写本では二条朝以前の忌日を中心に書かれていたのが、卜部家本の書写以前の段階で男性忌日のみ増補され、それが卜部家本に本文という形で組み込まれた可能性が推定できよう（あるいは卜部家本が、すべての女性忌日を書写しなかった可能性も否定できない）。

ちなみに皇族以外の忌日に関しても、卜部家本には注目すべき情報が少なくない。たとえば同本の収載項目は全体に広橋家本と近いが、僧侶の忌日に関しては独自情報を多数掲載している。広橋家本の現存する五月以降に限っても、鑑真和尚（五月六日）・嘉祥大師（五月十五日）・良諸和尚（六月八日）・行満座主（六月二日）・南嶽大師（六月二日）・修禪大師（七月四日）・定光菩薩（七月一五）・章安大師（八月七）・別当大師（八月一〇）・金剛智三藏（八一五）・羅什三藏（八月二〇日）・玄朗大師（九月一九日）・弘景律師（九月二三日）・一行阿闍梨（一〇月八日）・仁徳和尚（一〇月一七日）・龍樹菩薩（一〇月一八日）・善无畏三藏（一一月七日）・静観大師（一一月一日）・慈恩大師（一一月一三日）・三国伝灯大師講日（一二月七日）・恵招大師（一二月一日）・恵果阿闍梨（一二月一五日）・香象大師（一二月一五日）などの忌日が、卜部家本のみに見える独自情報と確認できる。これらの情報が、すべて『江家年中行事』裏書と一致することは興味深い¹⁴。なお、これらの僧侶はおもにインド・中国の高僧で、天台宗を中心に、律・三

論・真言宗なども含んでいる。日本人では、別当大師（光定）・静観大師（増命、天台）などの延暦寺関係者が目立つ点は、卜部家本（あるいは『江家年中行事』）の性格を考える際に参考となる。

このほか卜部家本独自（≠他本の本文に見えない）の項目としては、「伊勢斎王禊事」（五月晦日）・「山階寺長講会始（卅ヶ日、冬嗣御忌日）」（七月二四日）・「淡海公忌日」（八月三日）・「出雲寺祭事」（八月一八日）・「造酒司奏新嘗会黒白酒文事」（九月一日）・「住吉相撲会」（九月一三日）・「宗像祭」（一一月上卯）・「賀茂臨時祭調楽事」（一一月中卯）・「私入之、東三条院忌日、羽」（一二月二二日）などがある。最後の事例は頭書だが「私入之」は親本の利用主体による追記と考えられ、本文に記載された「淡海公忌日」・「冬嗣御忌日」とともに、卜部家本の成立・伝来を考えるうえで参考になる情報と言える。想像をたくましくすれば、これらの忌日の存在は、ある時期、この写本を藤原北家の人物が利用していたことを示している情報と理解することも可能だろう。

（3）広橋家本に掲載される忌日

以上のように、掲載忌日のラインナップから卜部家本の性格の一面が見えてくるが、同様のことは広橋家本においてもいえる。以下、広橋家本に掲載される忌日から、同本の性格を読み解いておきたい。

まず堀河天皇の忌日（七月十九日条）について、葉室家本は「尊勝寺御八講始事」としたうえで本文中で「堀川院御国忌」と述べ、また中原家本は「堀川院

「御国忌事」と明記する。これに対し、広橋家本は「御国忌事」(写真・5)とのみ記載し、何の注記も付していない(こうしたパターンは本書のなかで他にない)。また卜部家本は、葉室家本と同じく「尊勝寺御八講始事」としたうえで「先朝御国忌」と注記する。単に「先朝」といえば、それ以前のすべての天皇を指すが(たとえば卜部家本は九月九日条で「節会久絶、就中先朝御忌日也」と天武天皇の忌日を挙げる)、この箇所における広橋家本・卜部家本の書式はいずれも直近の出来事であるが故の文言とも推定され、とくに広橋家本の書式(誰の忌日も記載せず)はこの忌日が本写本成立時点における最新の天皇忌日だった可能性を示唆している。

この点からすると、広橋家本の親本が成立したのは堀河天皇(一〇七九―一一〇七)の死からそれほど時間の経っていない時期、つまり鳥羽―崇徳朝(一二世紀初頭)だった可能性を推定できる。後述するように、鳥羽・崇徳の忌日を掲載していない(＝掲載しないで済む時期である)ことも踏まえると、成立時期の範囲はかなり限られてこよう。こうした諸情報を総合すると、広橋家本は一二世紀初頭に成立した親本(必ずしも『年中行事秘抄』原本の意ではない)をもとに作成され、一二世紀後半を中心とする時期に盛んな利用に供されていた写本と推定されることになる。

(4) 付…中原家本・葉室家本の掲載忌日

最後に、中原家本・葉室家本についても、掲載忌日から判明する写本の性格を分析しておく。すでに先行研究(所一九八四・西本二〇〇三A)で指摘されているように、いずれの写本も成立後しばらくは忌日の加筆を続けていたようである。つまり現状における両系統本の内容差が著しい現状は、利用主体の関心の違いが主要因と考えられる。

たとえば中原家本は、忌日に関して関心の強い主体が利用していたようで、書写(延応元年、一二三九)以降の時期における新設忌日が、多数追記されている。具体的に中原家本(本文)に掲載される忌日の下限は、後高倉院(後堀川父)・藻壁門院(後堀川妻・四条母)などである(当初は追記形態だったかもしれないが、転写を繰り返す過程で本文に組み入れられたのだろう)つまり忌日の内容が最終的に固定化したのは御堀河朝(一二二一―一二三二)以降と推測される(おそらく四条朝(一二三二―一二四二)頃に最終的な追記がなさ

れたのであろう)。葉室家本では寿永二年(一一八三)高倉天皇国忌を最後に増補されていない(西本二〇〇三A)ことと比較しても、この種の情報への関心の高さは明瞭である。

中原家本の利用主体が忌日に強い興味を持っていたことは、こうした項目の多さ・掲載時期の幅などだけでなく、そこに付された注記からもうかがえる。たとえば「藻壁門院御国忌」(九月十八日条)の項に、「当代国母付之。其外不然歎」という注記を追記¹⁵⁾(所一九八四)した時期は、藻壁門院(一二〇九―一二三三)の息子である四条天皇の在位期(一二三二―一二四二)と考えられる。同項を新設するだけでなく、こうして新たに注記も付す姿勢は、忌日への関心の深さの表れであろう。

このほか中原家本には、頭書の形でも多数の天皇・女院・摂関の忌日も追記されている¹⁶⁾。参考までに天皇の呼称のみ列挙しておくと、聖武・称徳・平城・文徳・陽成・花山・三条・後鳥羽・四条の九名である。このうち、延応元年(一二三九)に崩御した後鳥羽天皇と、仁治三年(一二四二)に崩御した四条天皇が追記情報の下限である。

これらの忌日について、皇族の事例に限定して他本と比較しておくと、たとえば五月八日の三条院、七月一日の通子、九月一日の藻壁門院などは他本にない。七月一日の宇多、八月二六日の崇徳などは広橋家本(追記)とのみ共通する。五月一日の後高倉院は、卜部家本とのみ共通する。いずれの事例をとっても、単純に他本の記載を継承した状況は見いだせず、こうした点にも中原家本独自の利用スタンスが感じられる。ともあれ、こうした追記事例を見る限り、中原家本の利用主体は一三世紀中頃まで、忌日に限らず各種の情報の増補を繰り返していた可能性が推定できる。

なお広橋家本(本文に見える忌日数は一一例)に関しては前掲部分もあるので断定できないが、卜部家本(一七例)と比較して、葉室家本(二六例)・中原家本(三九例)などの掲載忌日を見る限り、時期を追うごとに事例数が増加している印象が否めない。増加分の多くは写本利用の過程で追補された情報と考えるべきだろうから、広橋家本・卜部家本の本文が揃って掲載していない三条天皇・鳥羽天皇などの忌日については、原本でも記載がなかったと考えるのが妥当だろう。三条天皇はともかく、鳥羽天皇に関しては、忌日に関する意識

が比較的低い葉室家本も追加しており、原本の編纂時に死去していたとすれば掲載された可能性は高い。とすれば、原本の成立時期は鳥羽天皇（一一〇三—一一五六）の崩御以前の可能性が想定できる。この種の分析を忌日以外の要素に対しても繰り返すことで、成立年代に関しては、もう少し幅を狭めた仮説が提示できると思われる。

おわりに

以上、これまで十分に分析されていなかった古写本を中心に、各写本の成立から変容の諸過程について検討した。その成果によれば、一二世紀前半に成立した原本（第一世代）を元に、第二世代（もしくは第三世代）の写本として広橋家本・卜部家本（の祖本）が登場し、それらを前提として中原家本や葉室家本などの流布本系の写本が形成された大筋が見えてくる。

しかし既に述べたように、この種の資料集は先行する類似資料を増補・省写する形で編纂される場合が多い。また成立後も、利用主体ごとの独自判断に基づく多様な改定作業が加えられることが少なくない。そのため、どの段階を「成立」と見なすか、あるいは誰が編纂したかという議論は、突き詰めすぎれば不要なバイアスを生じさせかねない。たとえば原本（もしくは第二世代の写本）が形成される過程における『江家年中行事』を始めとする年中行事書の影響の大きさや、諸写本生成の過程における中原家の役割は重視されてしかるべきだが、特定個人の名前を組み合わせる『年中行事秘抄』の生成過程を描き出すことには、より慎重であるべきではなからうか。

本史料の諸写本の性格を説明する際に難しいのは、通常の史料のように単純な親子・兄弟関係のみで情報が継承されているわけではない点である。『年中行事秘抄』を転写した人物は、自身をめぐる血縁関係や政治的な立ち位置をふまえて、どのような行事を盛り込むべきか、書写の際に選択的な判断（改訂）を行った可能性が高い。また利用の諸過程でも、中原家本の事例などから確認できるように、同時期の他家で利用されている別系統本の情報から機会を捉えて増補作業を行っている。このような実態をふまえれば、少なくとも鎌倉期の間は、記載内容を変容させ続けた写本が多かったと推定されることになる。

そうした複雑な利用実態もあって、諸写本の関係性を奥書以外の情報から解

明することは、非常に難しい。たとえば中原家本と卜部家本の共通点の一つに、四月条裏書で銚擬郡司事として「長和四年（一一一五）四月二二日 備前国司 解案」（『平安遺文』補一六四^上）を掲載する点がある。両本ともに誤写・省略箇所も含めほぼ同一の本文を掲げており、本文書に関してはかなり近い情報源を共通の典拠としている可能性が高い。

この情報が葉室家本に掲載されないことを、どのように理解すべきだろうか。たとえば、中原家本系写本と葉室家本系写本の分岐以降の段階で、前者のみに増補された情報と見することも可能である。その場合、本情報が掲載されていることを根拠に、中原家本と卜部家本の親近性を想定することができる。ただしそう考えると、中原家本に見えない一方、葉室家本と卜部家本に共通掲載される項目をどのように位置づけるかという新たな問題が生じてくる（この種の情報は、六月条の鎮花祭・道饗祭の項をはじめ少なくない）。

一方、「備前国司解」は原本（もしくは、それに近い現存諸本の共通祖本）の段階で掲載されていたにも関わらず、たとえば葉室家本の親本が不要視して省いた可能性も想定できる。前述のように、『年中行事秘抄』の書写の過程で親本の情報を略写している事例は存在しており、書写の際、項目全体を省いた事例が存在した可能性も十分に想定可能である。そのように考えると、該当情報の有無のみによって写本系統間の親近性を論じることは難しいことになる。

以上のように、異系統の写本間における掲載情報の差が生じた背景に関しては、様々な可能性が想定できる。前掲の事例に限定すれば、前者の可能性の方が高いとはいえ、厳密には仮説の域に止まる。本稿では、この種の分析に関して不十分なレベルに止まったが、今後は諸写本の性格に関する基礎情報を学界全体で共有したうえで、『年中行事秘抄』の成立・生成過程に関する本格的な分析が進められることが期待される。

補記）本稿は、吉岡二〇二三の著書再録に伴い、該当章の補注執筆のため作成したものである。なお原本の検討に際しては、小倉慈司氏（国立歴史民俗博物館）のご高配で二〇二三年一〇月一日に広橋家本を、長田和也氏（大東急記念文庫）のご高配で同年一〇月一三日に卜部家本を、菊池浩幸・柳田甫両氏（尊経閣文庫）のご高配で同年二月八日に中原家本を、それぞれ調査さ

せていただいた。格別のお骨折りをいただいた諸氏に、厚くお礼申し上げます。

【注】

1) こうした現状の反映として、本文翻刻としては、後述する(二)系統写本を底本とした近世の『群書類従』(巻八六)や、(一)・(二)の対照翻刻を行った山本昌治「校訂年中行事秘抄」(一九八〇～八四年)が出ている。また複製・写真版としては、育徳財団から中原家本の複製本(一九三一年)が、八木書店から中原家本の写真版(二〇一三年)が、そして汲古書院から卜部家本の写真版(二〇二三年)が刊行されている。将来的には、以上のラインナップに葉室家本の写真版が加わることが望まれる。

2) なお古写本(古代・中世のうちに成立した写本)としては、本章で紹介する事例のほか、たとえば佐藤二〇〇四の紹介する万里小路家本も現存する。ただし(一)・(二)の転写本と考えられるので、本稿で本格的な検討はしない。この本が、かつて万里小路家から伏見宮家に移動したのは、万里小路惟房の旧蔵品の多くが、彼の娘が伏見宮家に嫁いだ関係から同家に流入した結果と推測される。また佐藤論文が指摘する同本と近代の蔵書家田中教忠の関係をめぐるのは、『小中村清矩日記』明治二年八月一〇日条に「午後四時より、生田目(経徳)と共に、田中勘兵衛をとひて、蔵書をみる。其書目左のごとし。」として一五種の書名が挙がるなかに「年中行事秘抄(天文廿年写、万里小路惟房、○目録のみなり)一冊」と見えることにも注目すべきだろう。

3) 五味論文は、吉岡二〇二三で「独自の見解」と評されているとおり、このほかにも十分な根拠を示さなのまま飛躍した結論を提示する箇所が目立つ。依拠に際しては、細心の注意が必要である。

4) 「大日本史編纂記録」目録には、元禄年間の記事を中心として「年中行事」と称される複数の写本に言及する記事が見える(鍛冶二〇一一)。これらの一つが、本写本を指している可能性も念頭に置いて、現行の『彰考館図書目録』などとの比較検討を行う作業が、一つの突破口になるかもしれない。

5) 長光が有職故実に興味を持って盛んに研究を進めていたことは、たとえば延文四年二月～三月にかけて洞院公賢に有職故実を度々質問していたこと(『園太暦』の関連記事を参照)からも推定できる。『風土記』写本を探索

していた人物が、ツテを介して長光から借り出す際のやりとりを記した書状も（今江二〇〇二）、当時の公家社会のなかで彼が情報集積点の一つと見なされていた可能性を示唆している。

6) 室町後期の京では、専門業者による古書の売買が盛んとなりつつあり（山本二〇〇一・橋口二〇一八）、転売の過程で箔を付けるために加えられた奥書の可能性もあろう。

7) 打紙加工を施した紙に、後世になって文字を書こうとしても墨が浮いてしまい上手く定着しない現象については、能「草紙洗小町」の筋や、古経の軸付紙などを利用して作成されたと思しき墨の乗りがよくない偽文書（たとえば国立歴史民俗博物館の所蔵するE18313「山辺諸公手実」）などの事例からも確認できる。少なくとも肉眼で観察する限りでは、「右兵衛督卜部（花押）」（軸付紙）という記載は本文と同じレベルの墨の乗りであり、本文の書写後、それほど時を経ずして加えられたものと考えるのが妥当だろう。このほか筆記時期を検証する際には、たとえば墨の組成を電子顕微鏡で検査し、松煙墨か油煙墨（室町期以降に一般化）かを確認するなどの手法も有効と考えられる。

8) このほか先行研究のなかでは、所一九八四Aも、卜部家本を「尊経閣本に近い、より古い写本」とする。ただし独自の分析による訳ではなく『大東急記念文庫貴重書解題』の指摘を引用したに過ぎないようである。

9) これらの史料の基本的書誌については渡辺二〇〇九Aで概論したが、本稿でも再調査の結果を踏まえて詳説する。なお山本一九七八は、この写本を指すと思しき「④東洋文庫所蔵 1軸」について、「外題は『年中行事秘抄』となつてゐるにもか、わらず、内容は『年中行事』や『年中行事抄』である」ものの一つとするが、誤解である。

10) 広橋家本『年中行事秘抄』は欠損が激しく、判読不能な箇所も少なくない。そのため今回の調査で対応記載がないと判断した項目に関して、今後異なる結論が提示される可能性も否定はできない。詳細は、論文末に掲示した写真を参照されたい。

11) 貞信公（藤原忠平）の実際の忌日は十四日だが、中原家本・葉室家本は広橋家本の記載を踏襲し、卜部家本のみ異なっている。こうした違いを生じた

理由が、書写時の修正によるものか、あるいは当初は十四日と記載されていたものか不明だが、もし後者であれば卜部家本が後世の諸写本に直接の影響を与えていない可能性を示唆する徴証といえる。

12) 小川二〇二三は卜部家本の特筆すべき点として「書写が丁寧であることから、親本の面影をよくとどめている」と主張するが、書写の際の文字の丁寧さと内容の正確さとの間には、必ずしも相関関係はない。卜部家本の文字が丁寧であること自体は指摘のとおりだが、このことは逆に、現存の卜部家本そのものが書写奥書を一切伴わないまま再三に渡つて転写された末のもので、最後の転写主体は自分が直接目にした略写の少ない親本を欠落なく丁寧な書写したという事情を示している可能性もある。

13) なお広橋家本は五月冒頭以前を欠いているので、本来は高倉天皇（正月十四日）・後白河天皇（三月一三日）の忌日を掲載していた可能性も否定はできない。とくに前者に関しては、前述したように広橋家本の追記が一一八〇年代初頭まで確認できることを踏まえると、追記の形で記載されていた可能性は十分にある。ただしその場合でも、高倉天皇の忌日を本文に掲げる卜部家本よりは古い形態を示していることに変わりはない。

14) こうした傾向からすれば、卜部家本の一部情報が『江家年中行事』の書承であること自体は間違いないだろう。

15) 山本一九八〇〜八四では、これらの頭書は翻刻されていない。また本稿でも、後世における追記と判断して、煩雑を避けるため、原本における掲載情報を検討するために作成した付表「皇族忌日表」には採録していない。なお中原家本には、卜部家本を上回る僧侶の忌日に関する注記が頭書の形で付されているが、その情報は必ずしも卜部家本と一致しておらず、単純な継承関係にはないようである。

16) 中原家本に付された追記の下限は、後半の「下酉日賀茂祭例」項に見える享徳四年（一四五五）の延引に関する頭書であるが、これは飛び抜けて新しい事例である。

17) 山本一九八〇は、この記載を「年中行事に無関係なメモ」と見なして本文中で翻刻していない。

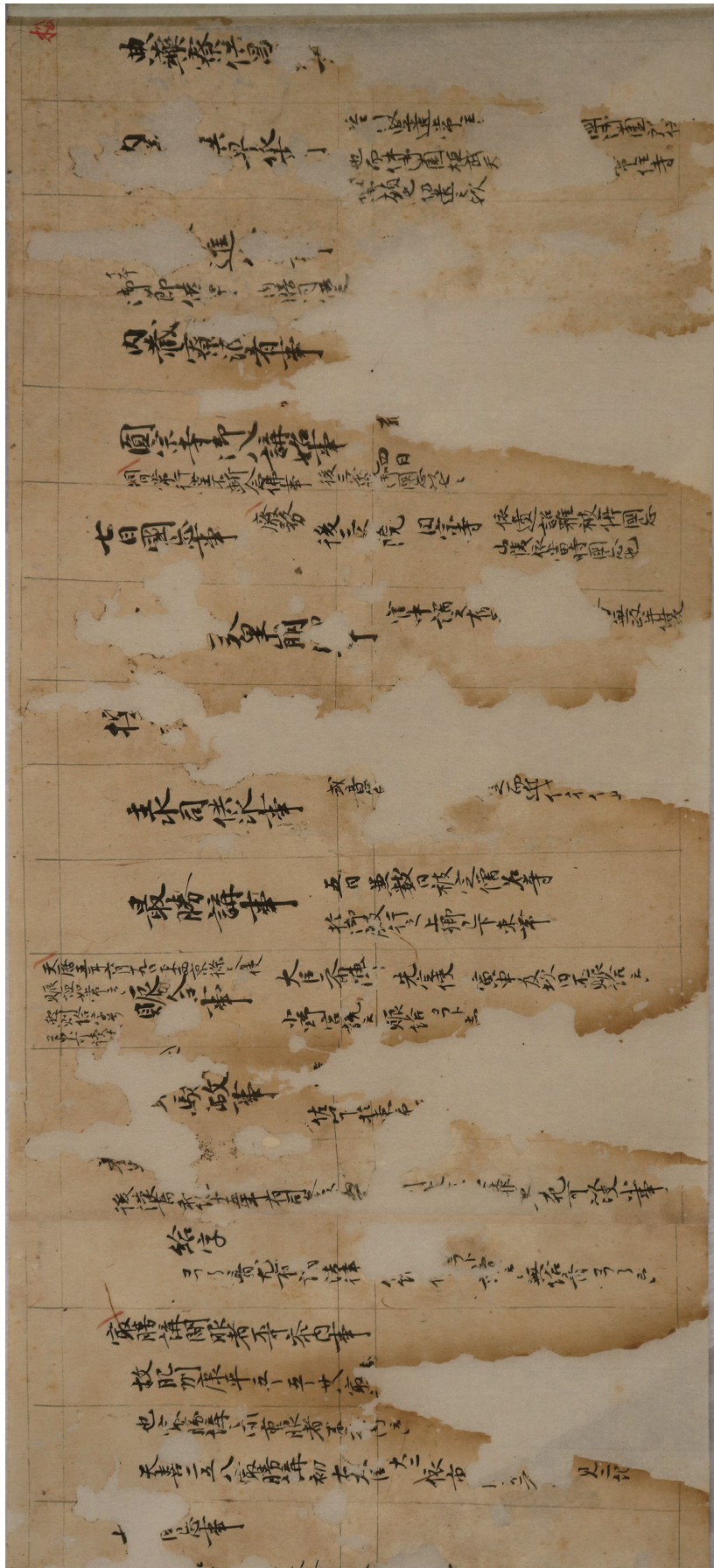
【参考文献】（初出年代順）

- 育徳財団「年中行事秘抄（師世本）解説」（『尊経閣叢刊 年中行事秘抄』付属解説、育徳財団、一九三二年）
- 桜井秀「年中行事秘抄 一卷」（『新校群書類従』内外書籍、一九三二年）
- 東洋文庫編『岩崎文庫和漢書目録』（同文庫、一九三二年）
- 宮内庁書陵部「年中行事秘抄」（同編『図書寮典籍解題 続歴史篇』養徳社、一九五一年）
- 小倉豊文「平家の厳島信仰について」（魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店、一九五二年）
- 中村一郎「国忌の廃置について」（『書陵部紀要』二、一九五二年）
- 井上頼寿「年中行事秘抄」（『日本歴史大辞典 七』（河出書房新社、一九五六年）
- 岩橋小弥太「年中行事秘抄」（『群書類題 五』続群書類従完成会、一九六〇年）
- 飯田瑞穂「『尊経閣叢刊』略解題」（『古代史籍の研究 下』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九六一年）
- 山本昌治「年中行事秘抄の作者及び成立年代」（『皇学館論叢』六一、一九七三年）
- 甲田利雄『年中行事御障子文注解』（続群書類従完成会、一九七六年）
- 米谷豊之祐「後白河北面下臈」（『院政期軍事・警察史拾遺』近代文芸社、一九九三年、初出一九七六年）
- 野口実「平氏政権下における坂東武士団」（『坂東武士団の成立と発展』戎光祥出版、二〇一三年、初出一九七七年ほか）
- 山本昌治「年中行事秘抄の写本」（『大阪私立短期大学協会研究報告集』一一、一九七八年）
- 石上英一「『令集解』金沢文庫本の再検討」（『日本古代史料学』東京大学出版会、一九九七年、初出一九七九年）
- 山本昌治「校訂 年中行事秘抄 一〜四」（『大阪青山短期大学研究紀要』八一、一九八〇〜八四年）
- 大東急記念文庫編『大東急記念文庫貴重書解題 三 国書之部』（同文庫、一九八一年）
- 森茂暁「北朝の政務運営」『改訂増補 南北朝期公武関係史の研究』（思文閣出版、二〇〇八年、初出一九八二年ほか）
- 所功「『年中行事秘抄』の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出一九八四年A）
- 所功「中原家流年中行事書の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出一九八四年B）
- 宮島新一「鎌倉時代後期および南北朝時代の宮廷絵所」（『宮廷画壇史の研究』至文堂、一九九六年、初出一九八六年）
- 反町茂雄「吉田子爵家秘蔵の神道文庫の文散」（『二古書肆の思い出』平凡社、一九八九年）
- 黒須利夫「『年中行事障子』の成立」（『歴史人類』二一、一九九三年）
- 細谷勘資「『蟬冕翼抄』と花山院師繼の儀式観」（『中世宮廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二〇〇七年、初出一九九三年）
- 三村晃功「正中二年七夕御会和歌懐紙」（『財団法人冷泉家時雨亭文庫編』『中世百首歌・七夕御会和歌懐紙・中世私選集』朝日新聞社、一九九六年）
- 遠藤基郎「年中行事認識の転換と『行事暦注』」（『十世紀研究会編』『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年）
- 上島有「足利尊氏文書の総合的研究（本文編）」（『国書刊行会』二〇〇一年）
- 山本信吉「室町時代の古本屋」『古典籍が語る―書物の文化史―』八木書店、二〇〇四年、初出二〇〇一年
- 今江広通「前田本『玉燭宝典』紙背文書に見える典籍」（同編『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』続群書類従完成会、二〇〇二年）
- 西本昌弘「『江家年中行事』と『年中行事秘抄』―大江匡房原撰本の展開過程―」（『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇三年A）
- 西本昌弘「『江家年中行事』と大東急記念文庫本『年中行事秘抄』の記事対照比較表」（『古写本による年中行事書の比較研究』科学研究費研究成果報告書、二〇〇三年B）

- 五味文彦「奥書の書物史—年中行事書の展開—」（『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三年A）
- 五味文彦「書物世界の再構築—後嵯峨院政と書籍の展開—」（『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三年B）
- 松蘭齋「王朝日記の展開」（『王朝日記論』法政大学出版局、二〇〇六年）
- 石田実洋「花山院師継の『北山抄』書写とその周辺」（『日本歴史』七二九、二〇〇九年）
- 吉岡眞之「歴史学と史料研究」（『歴博』一五二、二〇〇九年）
- 吉岡眞之「中原家本『年中行事秘抄』」（『日本古代典籍の研究（仮題）』八木書店、二〇二四年、初出二〇一三年）
- 佐藤健太郎「万里小路惟房書写本『年中行事秘抄』について」（『関西大学博物館紀要』一〇、二〇〇四年）
- 遠藤珠紀「局務中原氏と公事情報」（『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館二〇一一年、初出二〇〇四年）
- 登谷伸宏「一七世紀後半における公家の集住形態について—近世以降創立・再興した公家を中心として—」（『建築史学』四五、二〇〇五年）
- 松井輝明「中世前期の厳島神社における国衙祭祀と神事・祭礼の「場」」（『芸備地方史研究』二五八・二五九、二〇〇八年）
- 池和田有紀「『郢曲相承次第』再考」（『書陵部紀要』六一、二〇〇九年）
- 渡辺滋「国立歴史民俗博物館所蔵の古代史料に関する書誌的検討」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年A）
- 渡辺滋「『執政所抄』の成立と伝来について—院政期撰閲家の家政運営マニユアルに関する検討—」（田島公編『禁裏公家文庫研究三』思文閣出版、二〇〇九年B）
- 遠藤基郎「「外記の家」の年中行事書」（『国史談話会雑誌』五〇、二〇一〇年）
- 鍛冶宏介編『大日本史編纂記録』目録（目録学の構築と古典学の再生（科学研究費補助金研究成果報告書）二〇一一年）
- 伴瀬明美「史料編纂所所蔵『古文書目録』（『藤波家蔵文書記録目録』）」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年）
- 渡辺滋「広橋兼秀の有職研究—中世貴族社会における「揚名介」認識の一例として—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一九〇、二〇一五年）
- 瀬戸一樹「安芸国における国衙祭祀の一考察—一宮厳島神社の初申祭を通して—」（『神道史研究』六四—二、二〇一六年）
- 橋口侯之介「中世の本の売買」『江戸の古本屋—近世書肆のしごと—』平凡社、二〇一八年
- 国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』（同館、二〇一九年）
- 喜多泰史「広橋家と広橋家資料」（国立歴史民俗博物館編『広橋家旧蔵記録文書典籍類目録』同館、二〇一九年）
- 小川剛生「年中行事秘抄」（築島裕ほか編『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇—五国史・古記録・寺誌』汲古書院、二〇一三年）
- 【影印・複製】
- 育徳財団編『尊経閣叢刊年中行事秘抄』（同財団、一九三二年）
- 前田育徳会尊経閣文庫編『小野宮故実旧例・年中行事秘抄』（八木書店、二〇一三年）
- 築島裕ほか編『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇—五国史・古記録・寺誌』（汲古書院、二〇一三年）



写真：広橋本家『年中行事秘抄』(国立歴史民俗博物館 所蔵)



(第一紙)

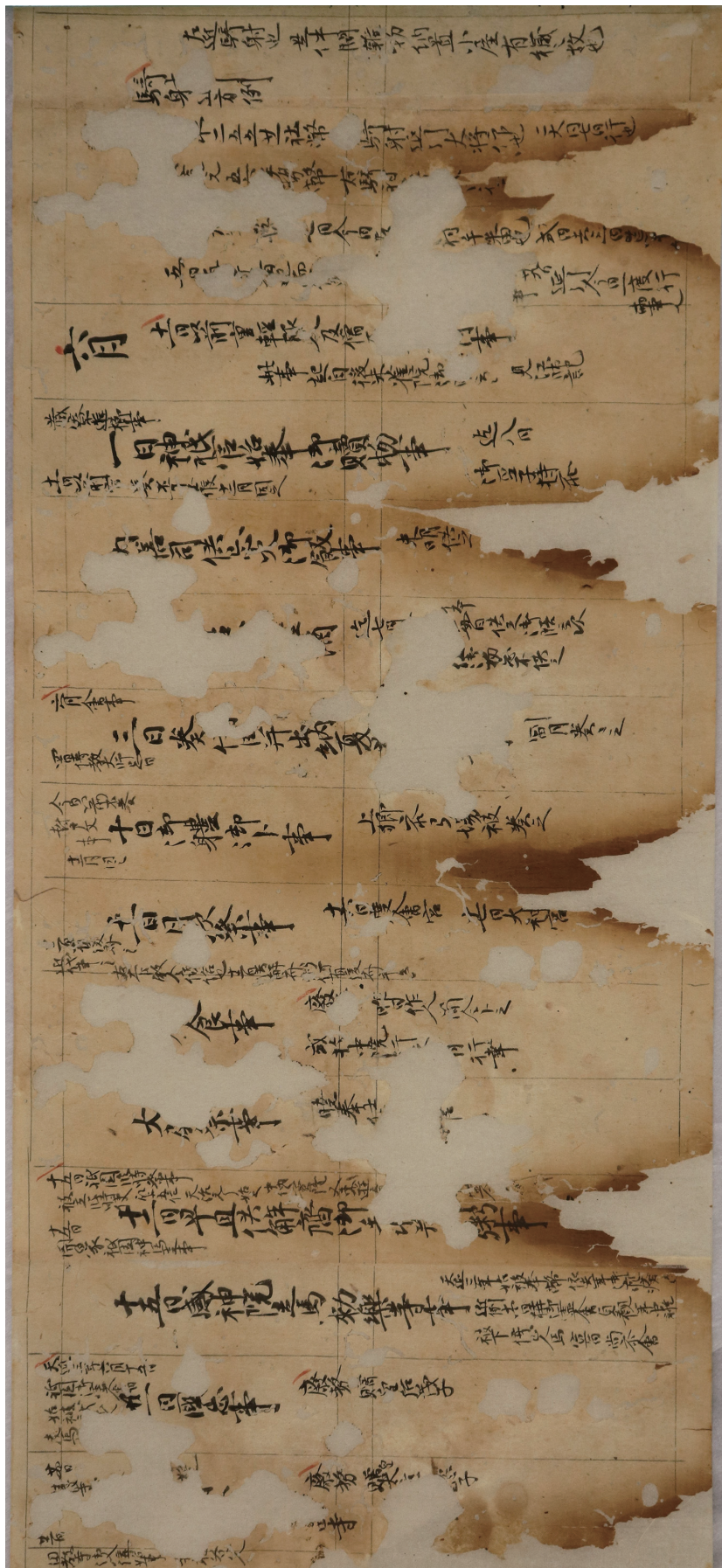
(第二紙)

(第三紙)

六 政事
 後漢書 卷之九 有司之官
 給字
 寧陽海關張者亦亦事
 故肥則康平五年廿九
 也寧陽海關張者亦亦事
 天善五八寧陽海關張者亦亦事
 七 治事
 不吾家義而致不音
 天善五八治事并親
 尋勳得并親見但親託王宣德
 寧陽海關張者亦亦事
 不無忘又今自寧陽海關張者亦亦事
 昌補一永之五五寧陽海關張者亦亦事
 嶽州昌補一永之五五寧陽海關張者亦亦事
 八 射事
 二百 右射事
 五百 右射事
 養李府并 所有嶽氣時後行之保寧三年五月
 右射事也 昔年開難功 似畫小屋有嶽效也
 九 射事
 十二 右射事
 十三 右射事
 十四 右射事
 十五 右射事

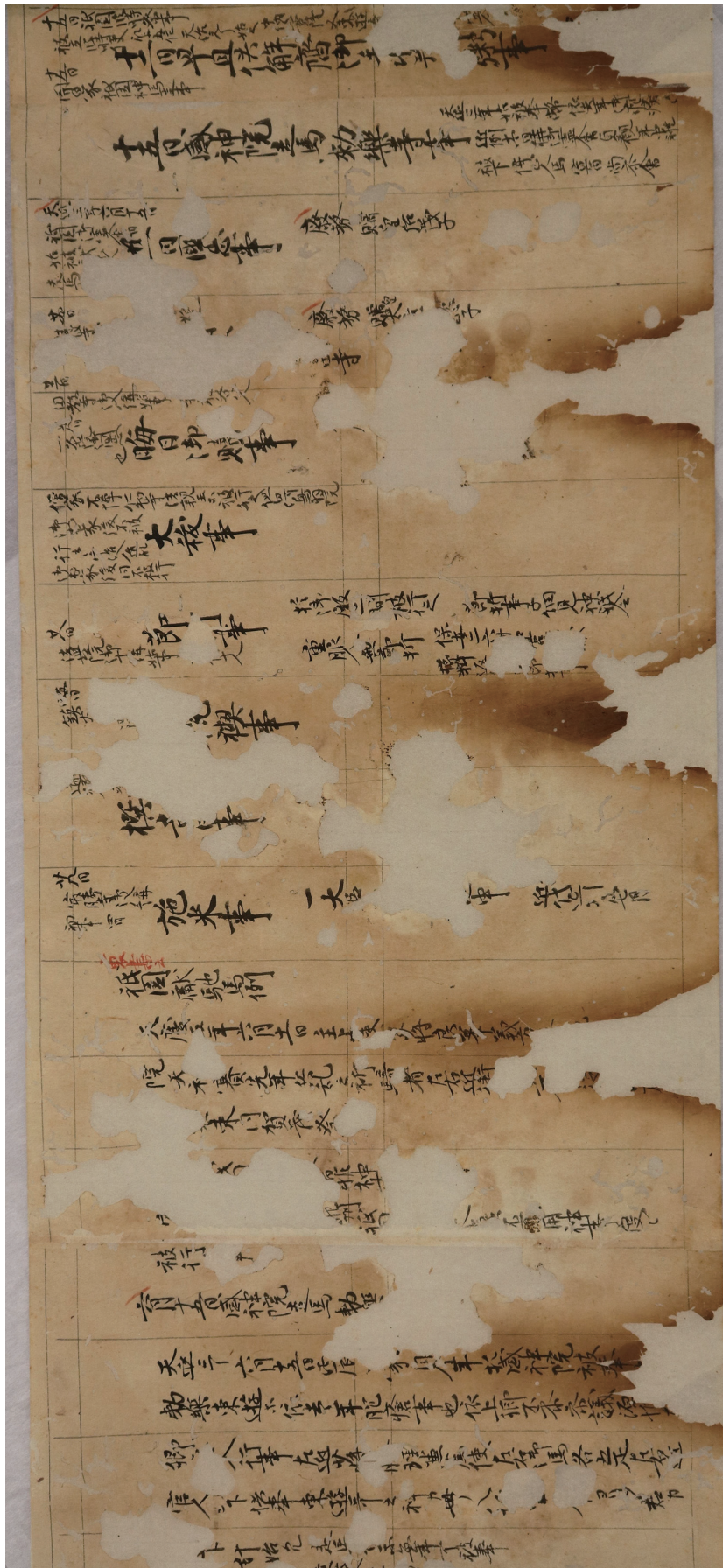
(第三紙)

(第四紙)



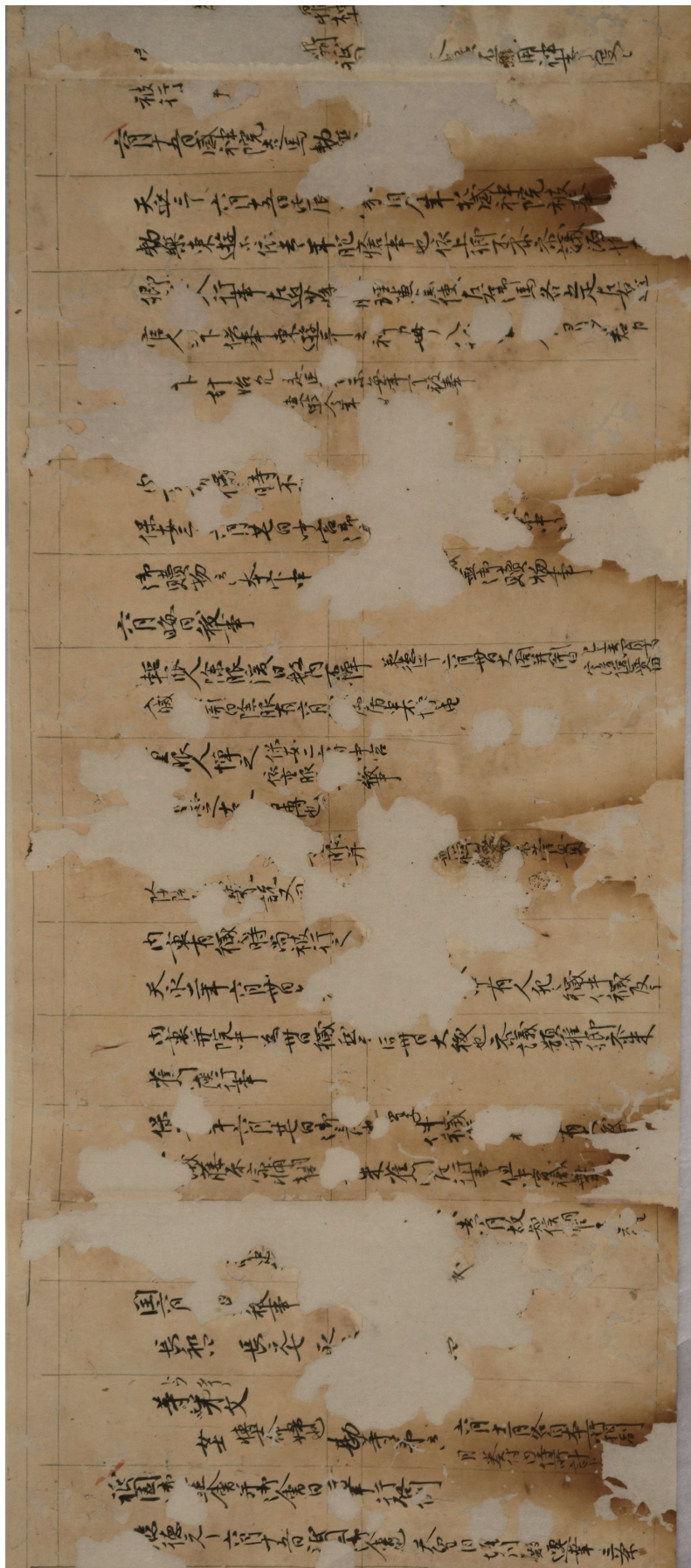
(第四紙)

(第五紙)



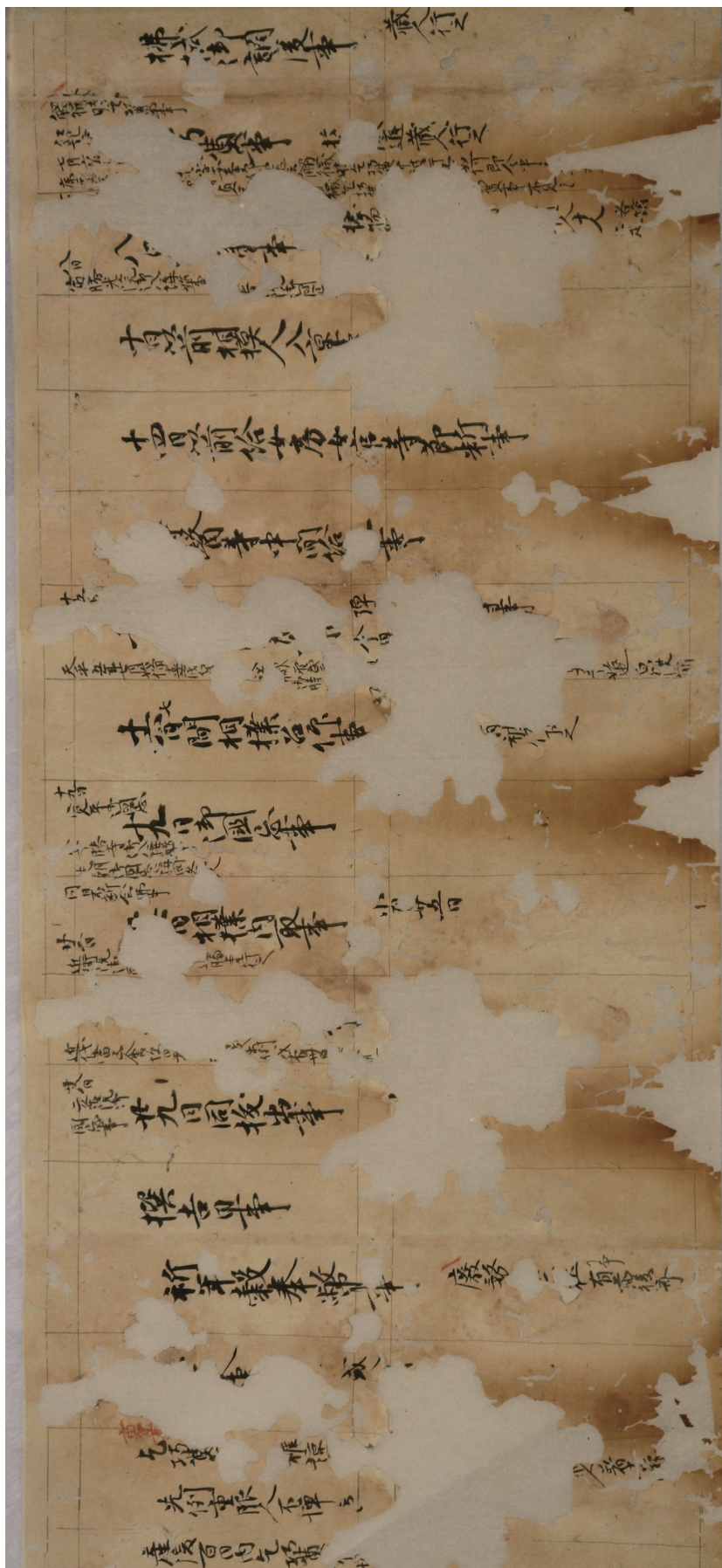
(第五紙)

(第六紙)



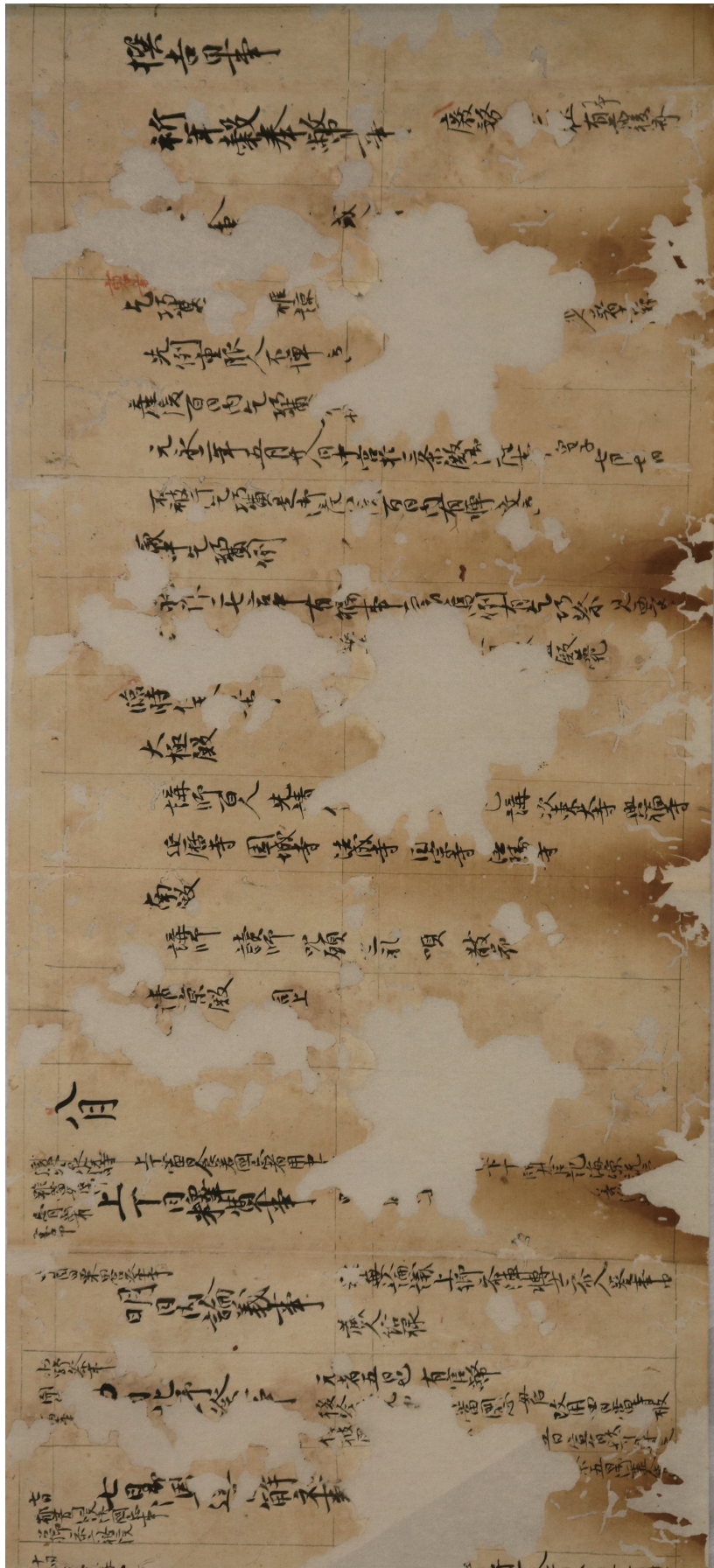
(第六紙)

(第七紙)



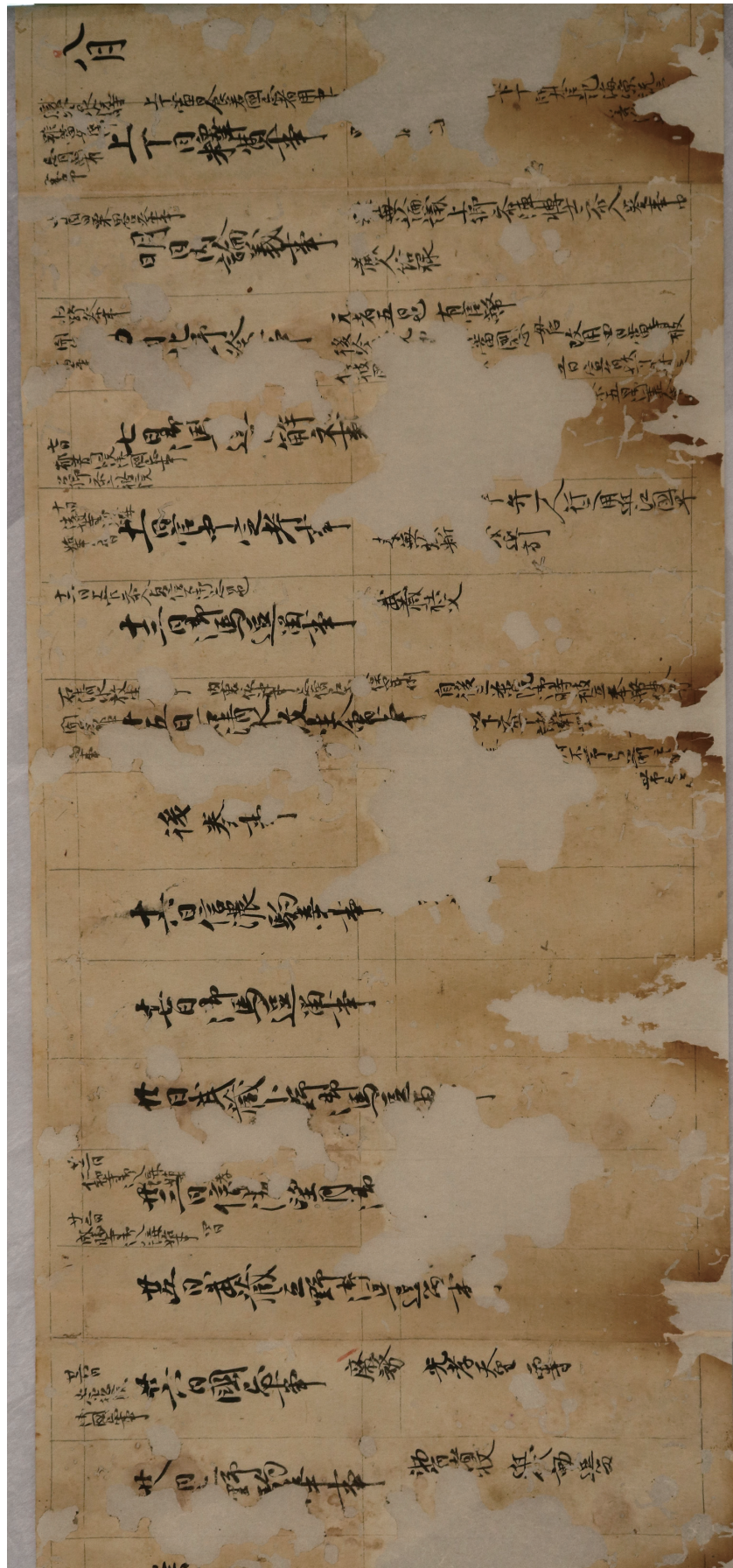
(第八紙)

(第九紙)



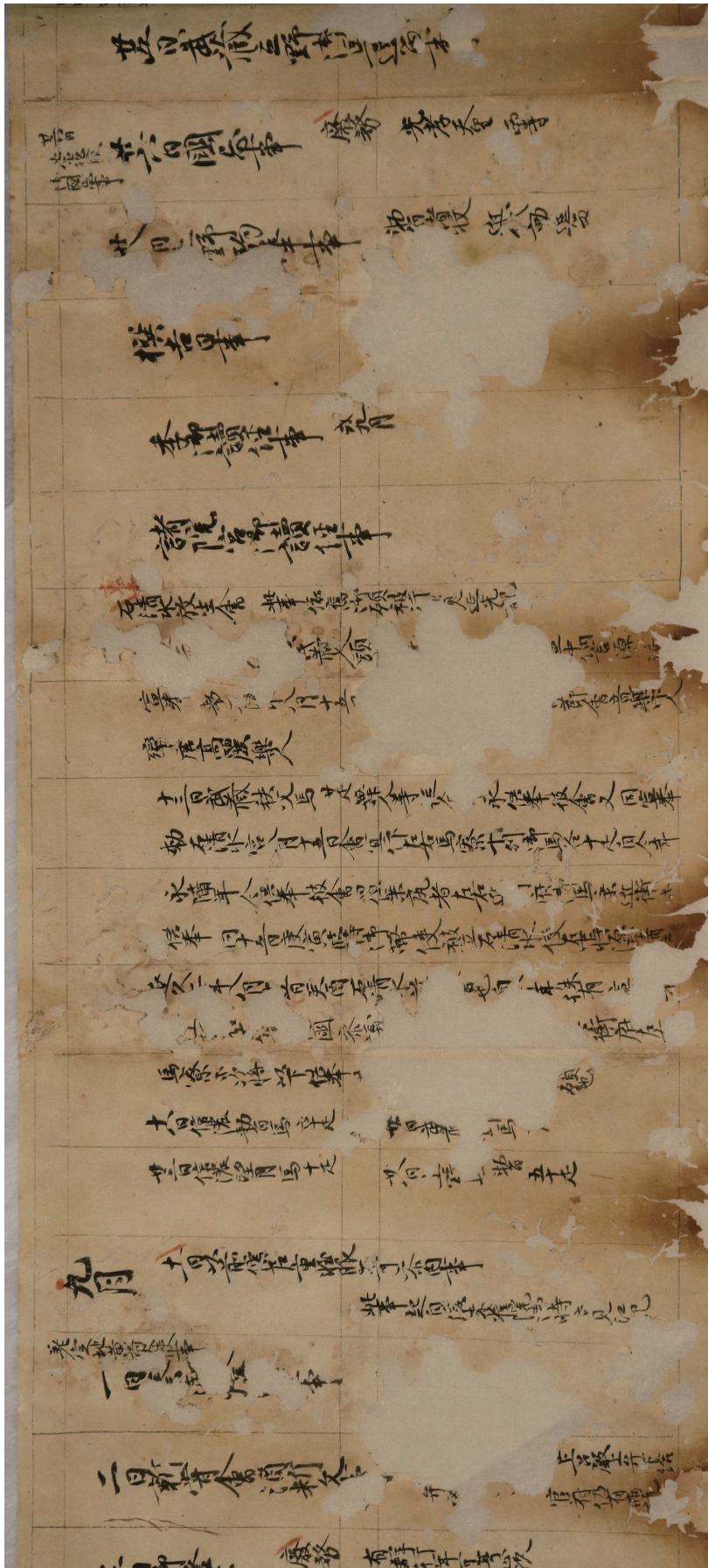
(第九紙)

(第十紙)



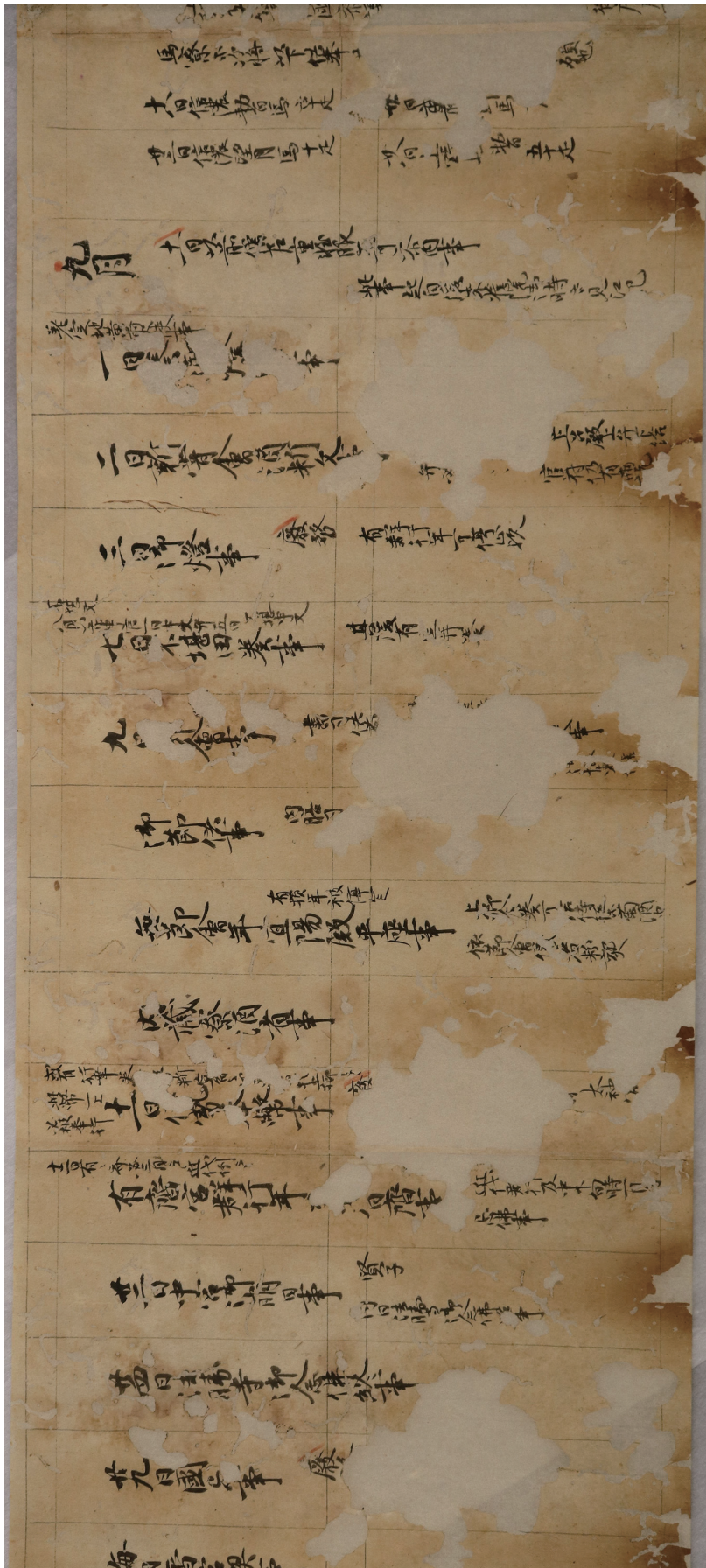
(第十紙)

(第十一紙)



(第十一紙)

(第十二紙)

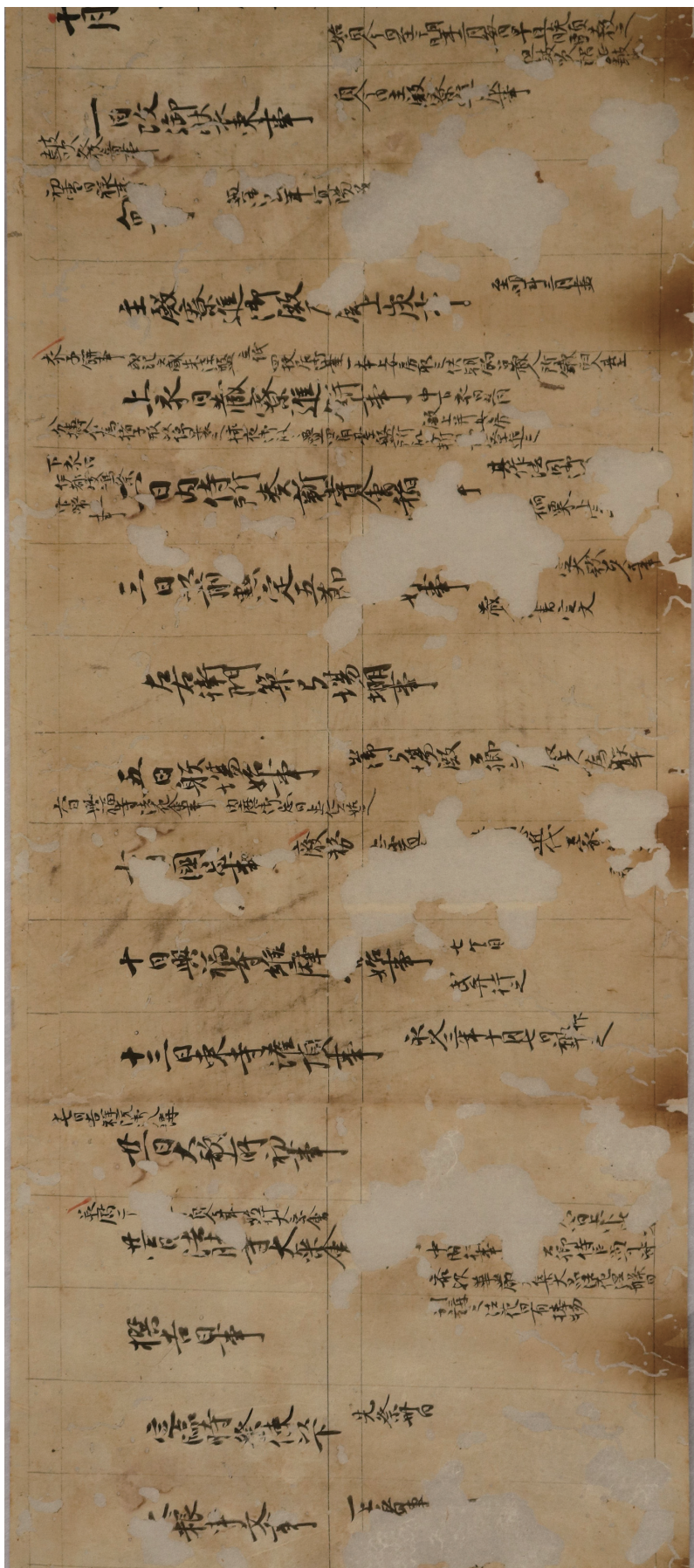


(第十二紙)

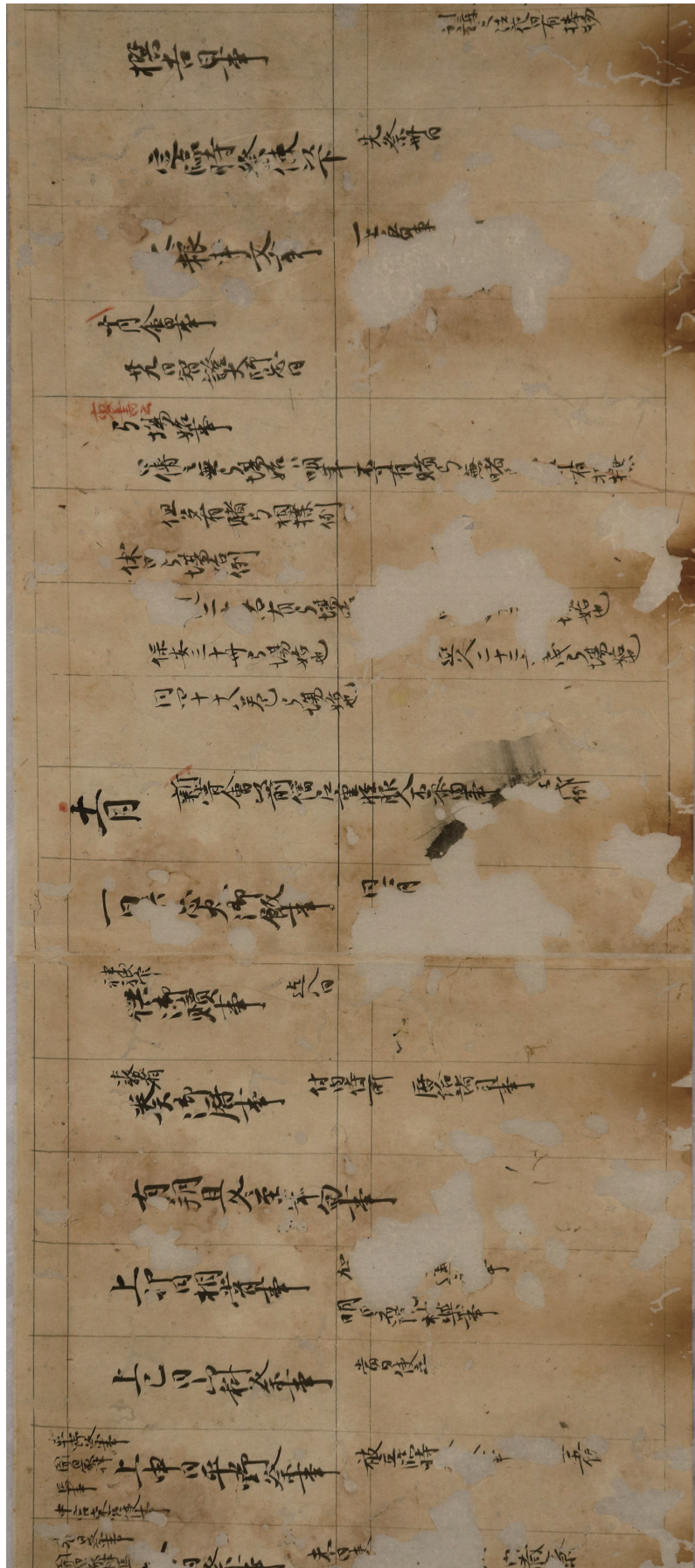
(第十三紙)

廿一日中宮御門開事 賢子
 廿四日清涼寺御金庫終事
 廿九日國忌事 廢
 晦日齋宮御事
 櫻吉日事
 長春宮院御事
 二月燈事
 竹事有香燈拜年 二月末、竹事三葉會年不
 被停已代例
 湯燈拜事
 安善九九三辰社供湯殿忌之香津信奉。心奉湯燈
 也。有拜。初初御祭
 亦燈拜年三皇御事
 三月九日香燈御事
 有香燈事。白子香。亦香
 廿月 一日兵庫倉始敷御事
 廿月廿三日明王御事
 廿月廿五日御事
 廿月廿七日御事
 廿月廿九日御事
 廿月三十日御事
 廿月三十一日御事
 廿月三十二日御事
 廿月三十三日御事
 廿月三十四日御事
 廿月三十五日御事
 廿月三十六日御事
 廿月三十七日御事
 廿月三十八日御事
 廿月三十九日御事
 廿月四十日御事
 廿月四十一日御事
 廿月四十二日御事
 廿月四十三日御事
 廿月四十四日御事
 廿月四十五日御事
 廿月四十六日御事
 廿月四十七日御事
 廿月四十八日御事
 廿月四十九日御事
 廿月五十日御事
 廿月五十一日御事
 廿月五十二日御事
 廿月五十三日御事
 廿月五十四日御事
 廿月五十五日御事
 廿月五十六日御事
 廿月五十七日御事
 廿月五十八日御事
 廿月五十九日御事
 廿月六十日御事
 廿月六十一日御事
 廿月六十二日御事
 廿月六十三日御事
 廿月六十四日御事
 廿月六十五日御事
 廿月六十六日御事
 廿月六十七日御事
 廿月六十八日御事
 廿月六十九日御事
 廿月七十日御事
 廿月七十一日御事
 廿月七十二日御事
 廿月七十三日御事
 廿月七十四日御事
 廿月七十五日御事
 廿月七十六日御事
 廿月七十七日御事
 廿月七十八日御事
 廿月七十九日御事
 廿月八十日御事
 廿月八十一日御事
 廿月八十二日御事
 廿月八十三日御事
 廿月八十四日御事
 廿月八十五日御事
 廿月八十六日御事
 廿月八十七日御事
 廿月八十八日御事
 廿月八十九日御事
 廿月九十日御事
 廿月九十日御事
 廿月九十一日御事
 廿月九十二日御事
 廿月九十三日御事
 廿月九十四日御事
 廿月九十五日御事
 廿月九十六日御事
 廿月九十七日御事
 廿月九十八日御事
 廿月九十九日御事
 廿月一百日御事

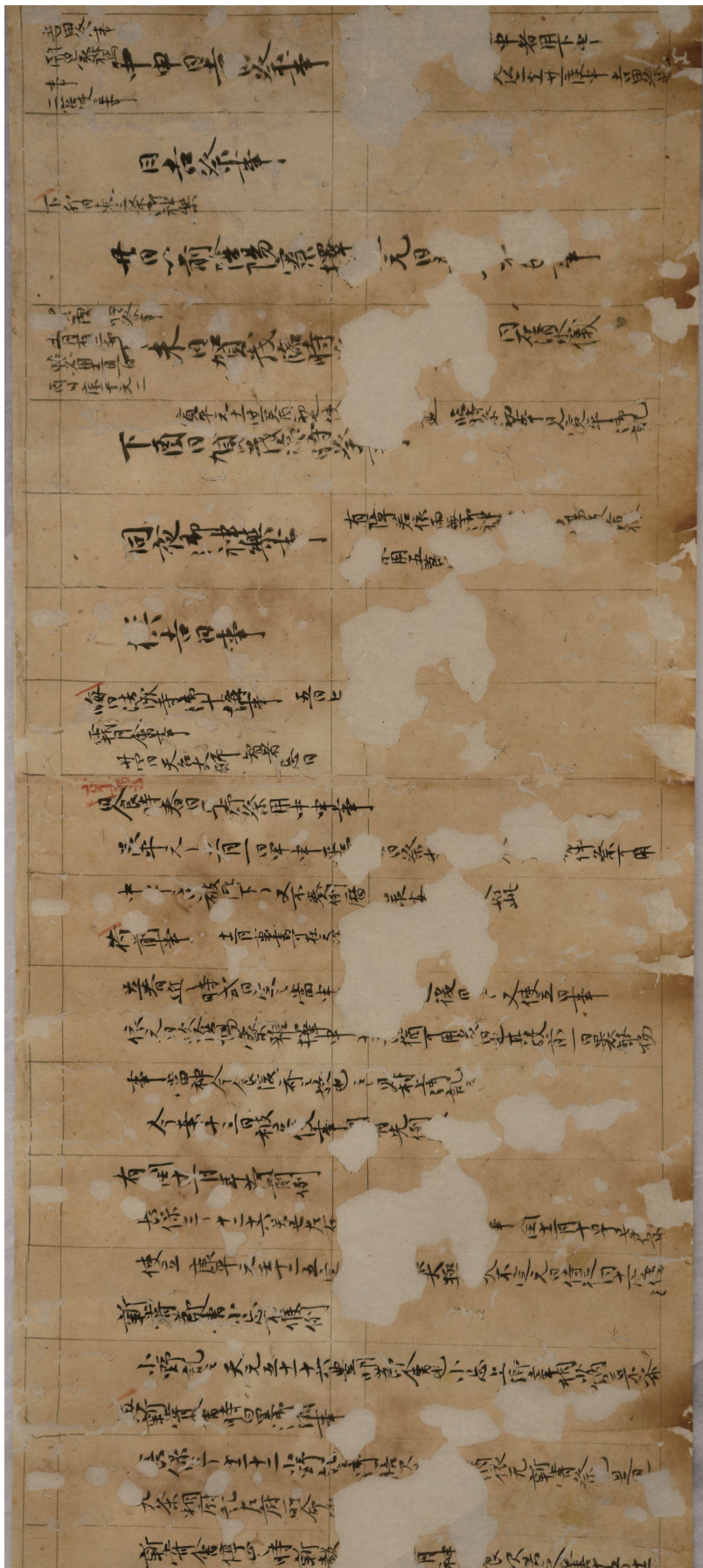
(第十四紙)



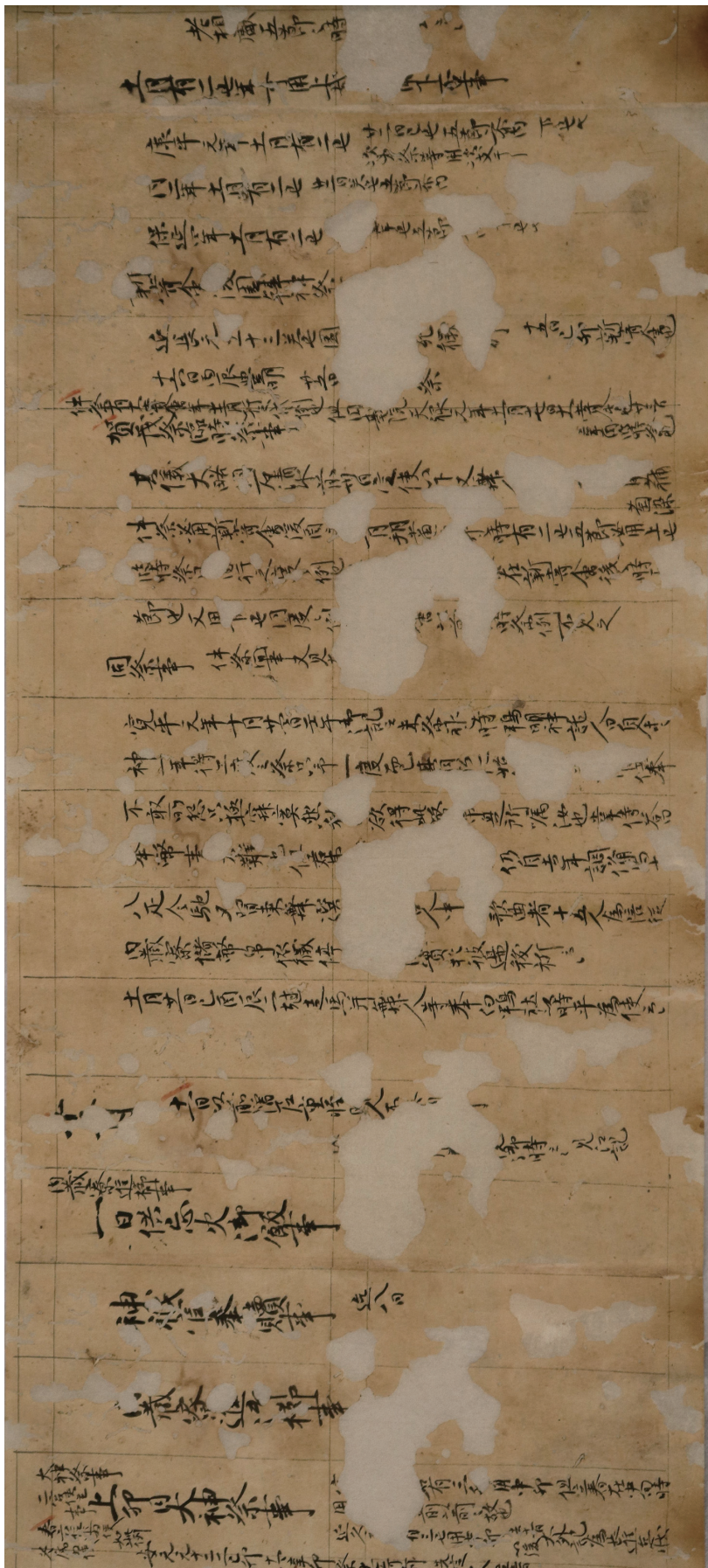
(第十五紙)



(第十六紙)

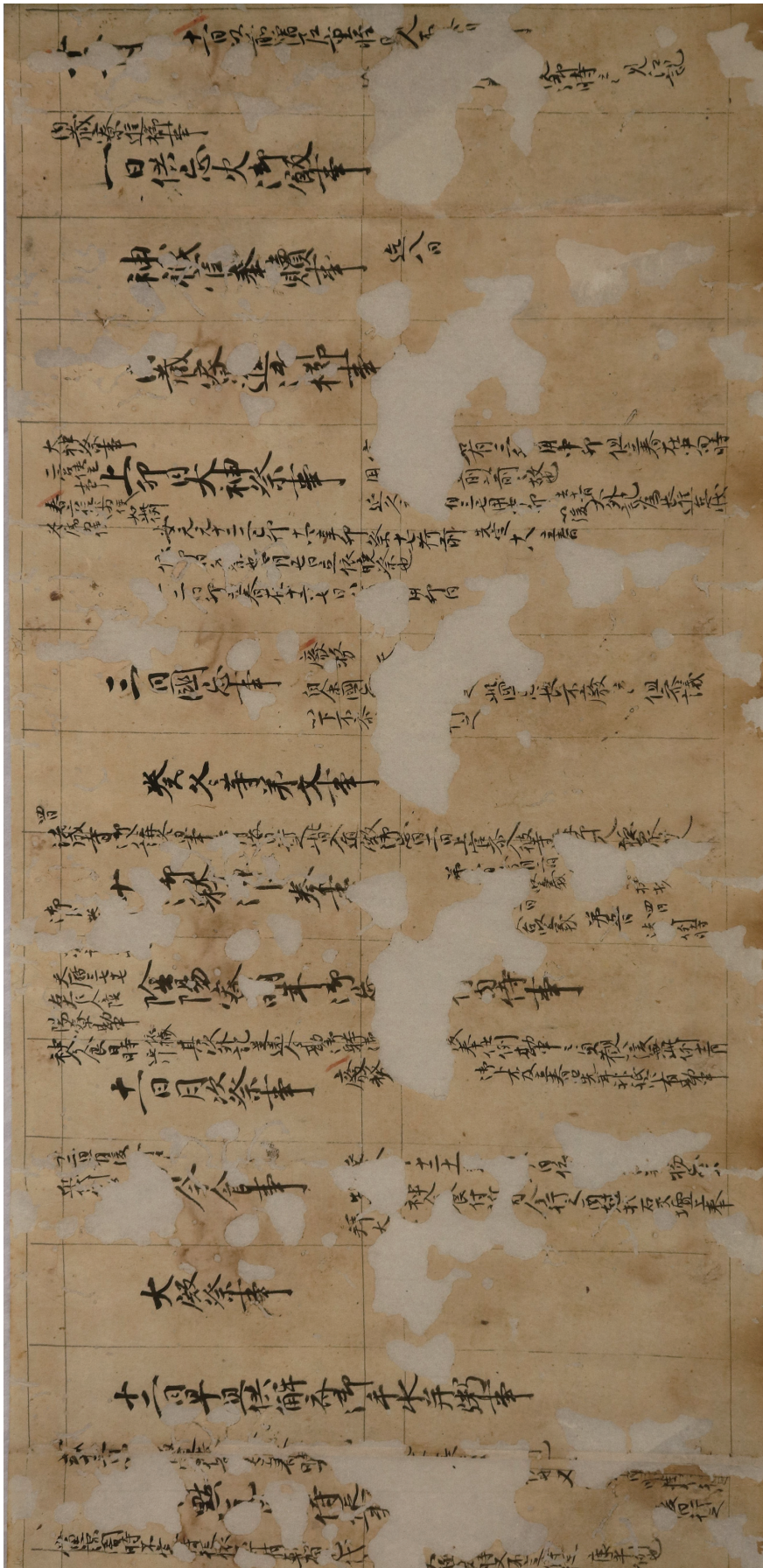


(第十九紙)



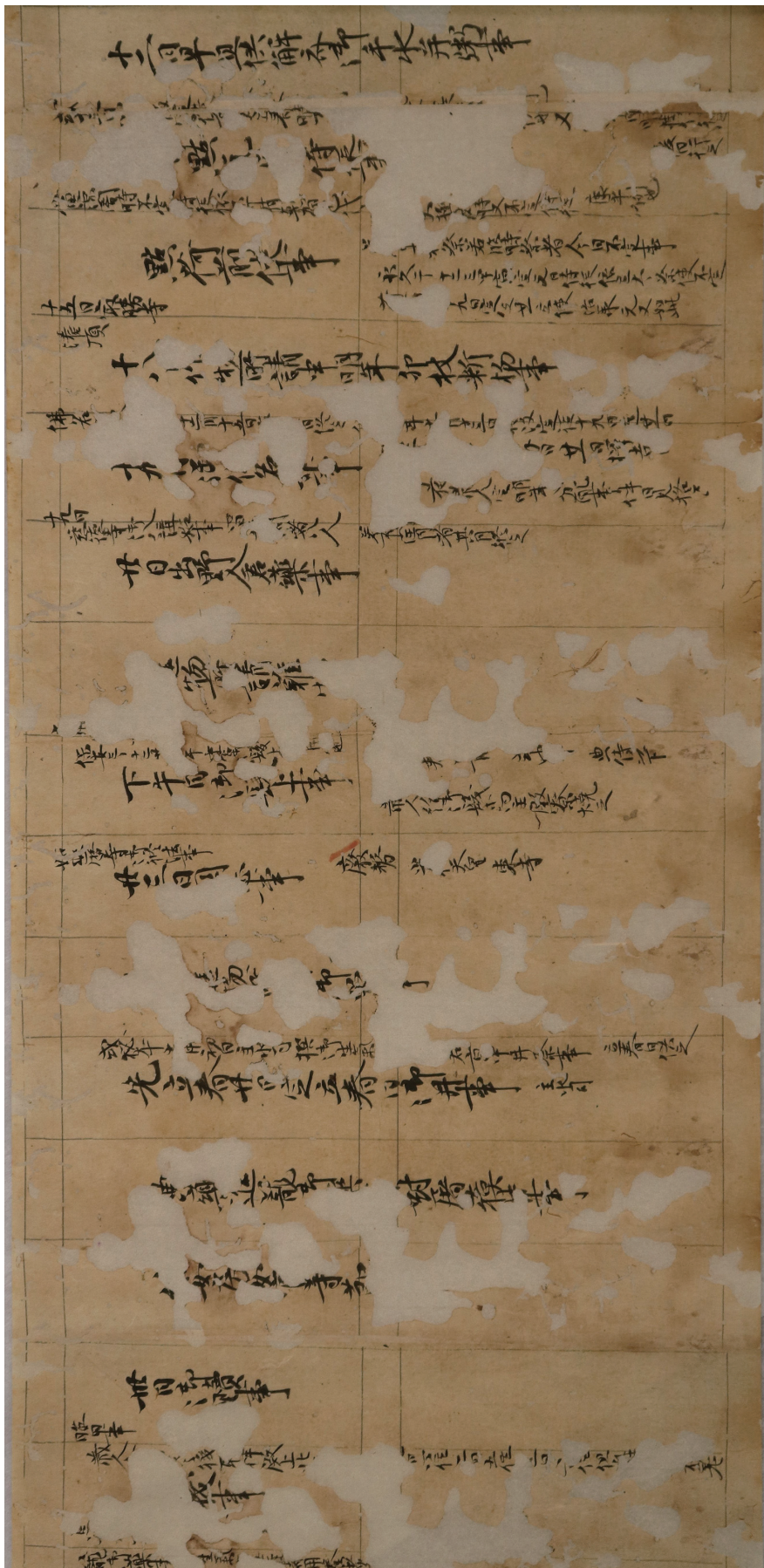
(第二十紙)

(第二十一紙)



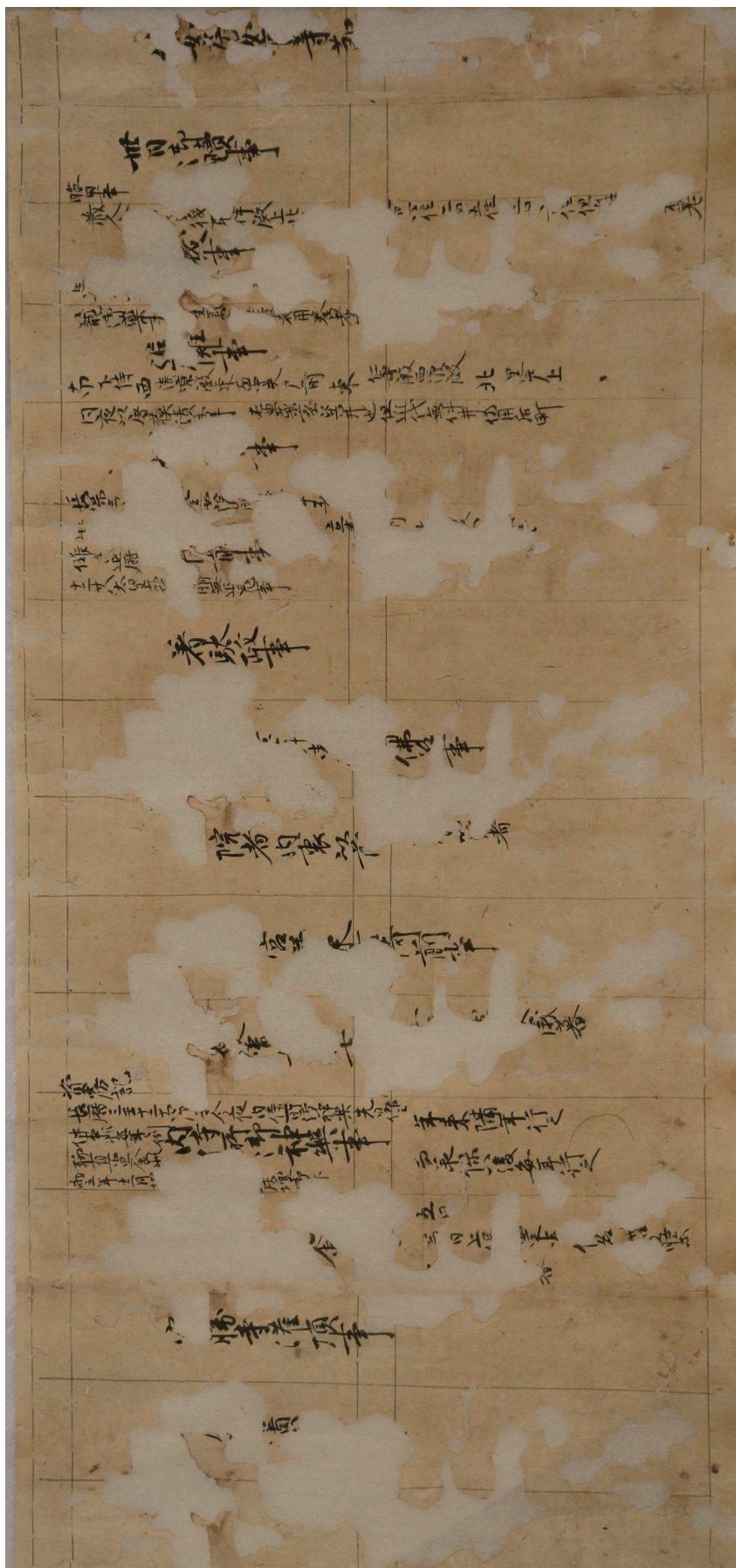
(第二十一紙)

(第二十二紙)



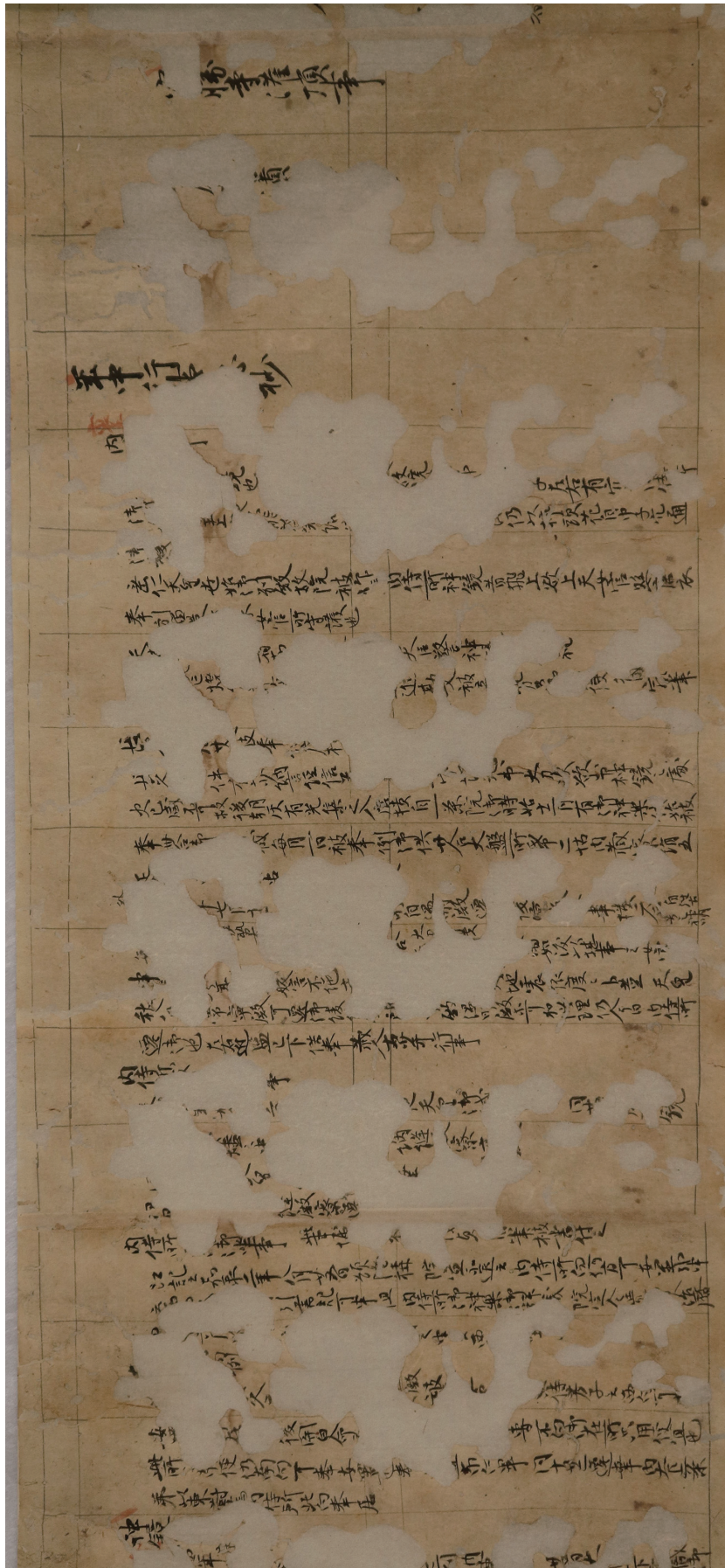
(第二十二紙)

(第二十三紙)

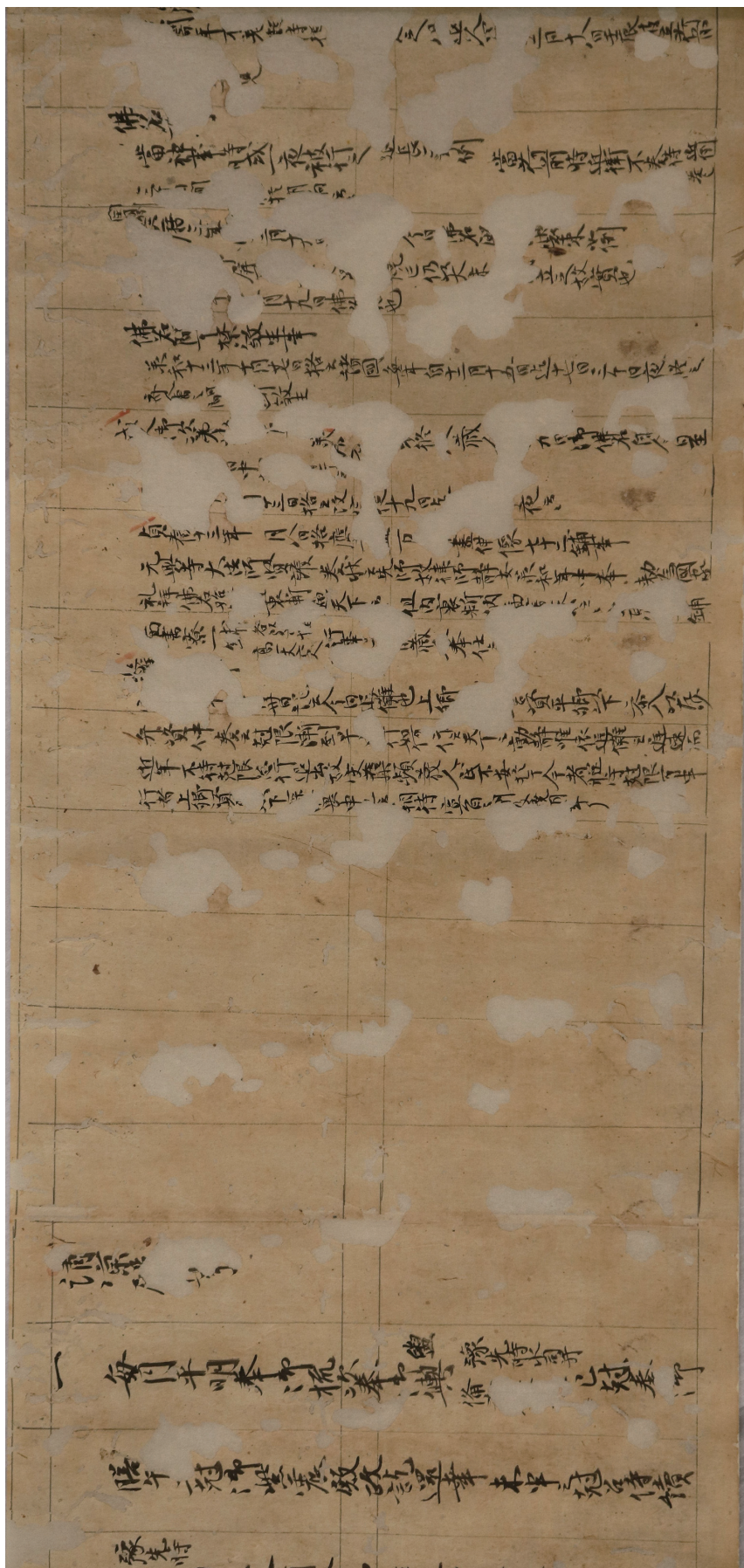


(第二十三紙)

(第二十四紙)



(第二十五紙)



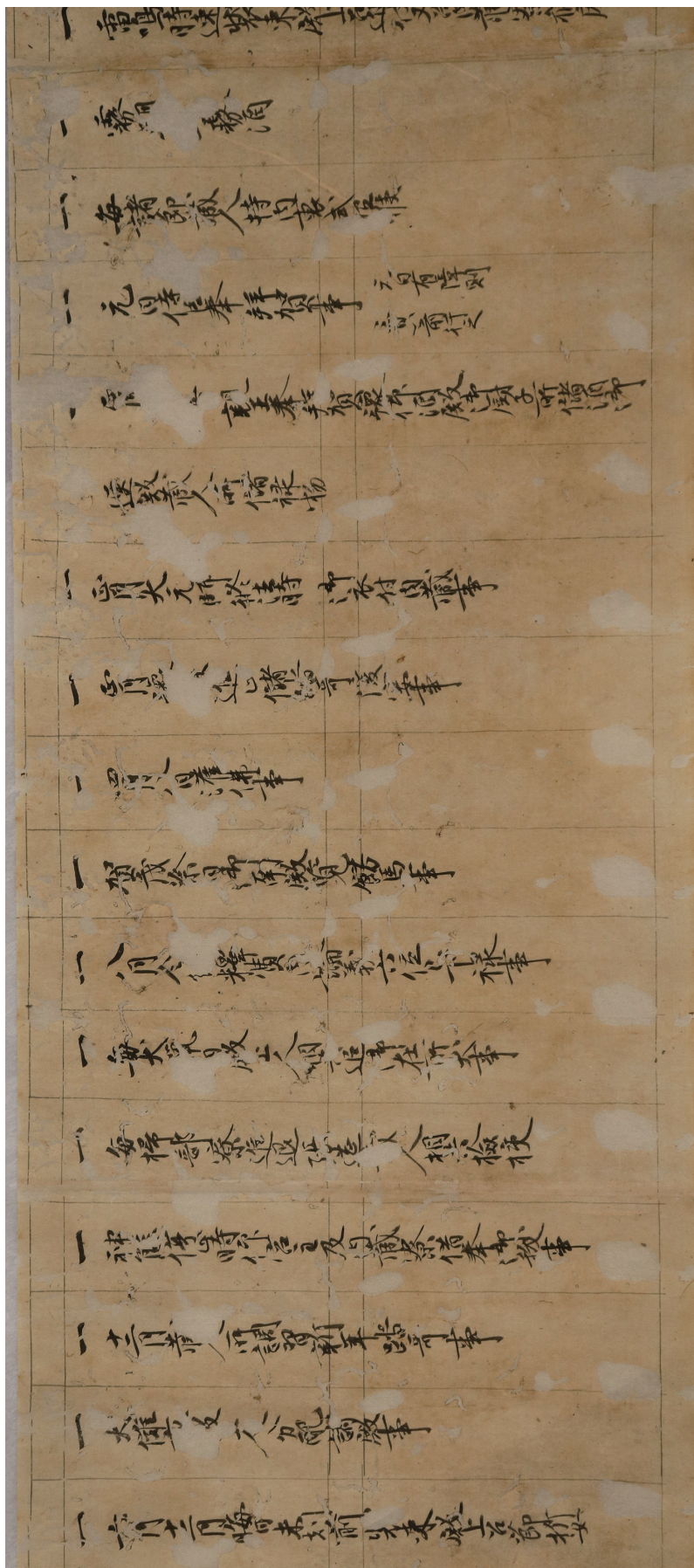
(第二十六紙)

(第二十七紙)

(第二十七紙)

酒原 六
 一 毎月半明奉中流奉中興倫 續 豫其時并 已冠奉中
 臨午二冠御世辰敬政言學奉中事冠名信慎
 啓奉時 日未入前奉中世夜一五 抄下
 一 行行步別信三定上其首首者奉中信臨
 奉中其部此世辰外信事祀奉中信日信
 一 海有出入世衛少將上種意津
 一 取 在陽有世爐自冬祀熾天皇受祀熾蓋
 一 啓進北北有佳燎同意有官殿奉中其際准
 明時不須
 一 朝殿向中榻杖名少燭時藏相檢察
 一 雷鳴時速聚東殿下言及言同藏察檢麻
 一 霧雨 霧潤
 一 每諸部殿持白表表信儀
 一 元日信奉奉有奉事 二日有降別
 三日前行之
 一 作 六 聖奉奉有禮外同殿奉中儲御

(第二十八紙)



(第二十八紙)

(第二十九紙)

一 四月八日 漢書事

一 四月八日 漢書事

一 四月八日 漢書事

一 四月八日 漢書事

一 每格書家法並正書二人 檢校

一 神皇正統記 卷之六 漢書事

一 三月廿一日 調御新事 臨司事

一 大徳寺 文 二 紀 漢書事

一 六月二日 梅曾未 前 出 東 城 上 官 節 抄

一 殿 雜 物 者 君 美 藤 公 官 中 書 令 書 文 抄

一 殿 上 皇 部 中 書 令 書 文 抄 每 本 書 文 抄

一 行 筆 書 時 老 道 中 書 令 事

一 皇 上 降 臨 延 建 寺 時 臨 御 事 抄

一 隨 藏 書 家 法 上 之 人 各 上 書 卷 三 書 也

已 而 此 事 自 天 地 相 禁 不 物 之 道 也

(第二十九紙)

古写本から見た『年中行事秘抄』の史料性
— 原本調査の成果を中心として —

渡 辺 滋

古代後期に成立した代表的な年中行事書『年中行事秘抄』をめぐっては、多くの研究がある。しかし成立やその後の変遷など主要な論点をめぐっては、論者ごとに意見が分かれ、定説を見ない状況が続いている。そこで本論文ではそうした研究の現状を改善するため、主な古写本を対象とした原本調査を行い、その成果を前提として、本史料の性格について各種の方向から分析を加える。

キーワード：年中行事秘抄・年中行事書・史料の伝来・古写本

The historical nature of “Nenchu-Gyoji-Hisho” as seen from old manuscripts : Focusing on the results of the original manuscript investigation

WATANABE Shigeru

There are many studies on the “Nenchu-Gyoji-Hisho,” a representative book on annual events established in late antiquity. However, opinions on the main issues, such as its establishment and subsequent changes, have been divided among the scholars, and there are still no settled theories. In order to improve the current state of the research, this paper will analyze the character of this document from various perspectives based on the results of the original research on the main manuscripts.

Nenchu-Gyoji-Hisyo · Annual event books · historical documents · old manuscripts